

伊予市・中山町・双海町合併協議会

# 第9回合併協議会

# 会議録

日時 平成16年9月9日(木)午後2時~

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

郷



伊予市・中山町・双海町合併協議会

第9回協議会次第

日時：平成16年9月9日(木)14:00～

場所：伊予市市民会館 4階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1)協議

協議第36号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第37号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第38号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第39号 各種事務事業(福祉関係)の取扱いについて

協議第40号 各種事務事業(農林水産関係)の取扱いについて

協議第41号 各種事務事業(商工観光関係)の取扱いについて

協議第42号 各種事務事業(その他事務事業)の取扱いについて

(2)その他

第10回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 圀 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
中山町	市 田 勝 久	町長	出席
	窪 中 修 一	助役	出席
	井 上 正 昭	議長	出席
	田 中 弘	議員	出席
	亀 井 慎 滋	学識経験者	出席
	高 橋 敏	学識経験者	出席
	上 岡 幸 子	学識経験者	出席
双海町	上 田 稔	町長	出席
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	出席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	欠席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員	出席
	松 岡 誼 知	松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第9回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>16号台風に続きまして、7日、18号台風があのように日本列島を通りすぎました。この関係の1市2町におきましても各地で被害があったことと想像いたしますが、まだこれから9月は台風シーズンでもございます。それぞれ十分防災の方についてご留意をいただきたいと思うわけでございます。</p> <p>さて、本日の協議会は9回目を迎えたわけでございます。ご案内を申し上げましたところ、泉県議さん、そして松岡地方局長さんを初め、委員の皆さん方ご出席を賜りまして大変ご苦勞でございます。</p> <p>本日の協議はご案内をいたしておりますけれども、特別職の職員の方の身分の扱いを初め、使用料、手数料の取扱い、行政連絡機構の取扱い、そして各種事務事業の取扱いを4項目、7件を予定いたしているわけでございます。</p> <p>どうか十分ご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、双海町の矢野</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>委員から所内で欠席する旨、あらかじめご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し20人の参加であり、半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定をいたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p> <p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、伊予市の西岡委員さん、中山町の上岡委員さんにご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、前回の協議会におきまして事務局から報告がございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p>
北岡主査	<p>第8回の協議会でご説明しました協議第29号地方税の取扱いに</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ついでの前納報奨金のご説明の中で、納税義務者の割合や実績件数等のご質疑がございました点につきまして補足の説明をさせていただきます。</p> <p>当日資料となりますけれども、第8回協議会質疑報告をお開きいただいたらと思います。</p> <p>まず、1番、住民税の納税義務者の割合についてご説明をいたします。</p> <p>伊予市におきましては、前納報奨金が交付される普通徴収より、給料から天引きされ前納報奨金が交付されない特別徴収の納税義務者の方が多くなっております。人数が、普通徴収5,577人に対しまして、特別徴収6,295人、割合にしますと47%と53%となっております。金額に関しましては39.2%と60.8%と大きな開きがございます。</p> <p>双海町におきましては、いまだ普通徴収の人数が多いのですけれども、金額にしては人数の割合から差を縮めております。</p> <p>中山町については、前納報奨金がないため記載をしておりません。</p> <p>続いて、2番の平成16年度の前納報奨金の交付額についてご説明をいたします。</p> <p>伊予市は6,576人に対し、1,053万8,150円の交付額、双海町は468人に対し、交付額81万1,560円、合計して1,134万9,710円の交付額となります。</p> <p>以上、公平性の面、財源の面から前納報奨金を廃止としております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>この件、ご質問中のご答弁ができてなかった件をご報告させてもらいましたが、この件についてはもうご質問ございませんか。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>協議第36号特別職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
西岡主任	<p>それでは第9回合併協議会会議資料をご用意いただきたいと思います。</p> <p>それでは1ページの方をご覧ください。</p> <p>協議第36号特別職の職員の身分の取扱いについて。</p> <p>特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求めます。</p> <p>調整案ですけれども、特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>1、市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>2、議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>3、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の任期については、法令の定めるところによることとし、定数及び報酬については、次のとお</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>り調整する。</p> <p>( 1 ) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び公平委員会委員の定数については、法令の定めるところによる。</p> <p>( 2 ) 監査委員の定数は、識見を有する者及び議会選出の委員の2人とする。なお、識見を有する委員は、非常勤とする。</p> <p>( 3 ) 固定資産評価審査委員会委員の定数は9人とし、3市町の区域からそれぞれ3人選任する。</p> <p>( 4 ) 各委員の報酬の額は、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>2ページの方ですけれども、4といたしまして、その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として設置する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>以上が特別職の職員の身分の取扱いについての調整案でございます。</p> <p>特別職の職員の身分については、基本的に法令に基づき取り扱うこととしております。</p> <p>なお、調整案の2にあります議会議員及び農業委員会委員については、合併特例法に規定されている協議事項として既にご協議をいただき、定数、任期等の取扱いについてご確認をいただいておりますので、ここでは報酬額の調整案についてご協議いただくこととしております。</p> <p>また、調整案の3でございます法令に設置が義務づけられている行政委員会につきましては、法令で定数等が特定されていない監査</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>委員及び固定資産評価審査委員会委員について定数等をご協議いただくため、調整案として提案させていただいております。</p> <p>それでは3ページから6ページに協議第36号資料1といたしまして、合併に伴う各特別職の職員の身分について法令に基づきます取扱いの資料を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>新設合併する市町村においては、市町村長、助役、収入役、教育長、各種委員会委員、審議会委員等の特別職は法律で特例が定められているもの以外は、すべてその身分を失い、新市において法律、条例等の定めるところにより、新たに選任、選挙する必要があります。</p> <p>以下、それぞれの特別職の取扱いについて記載をしております。</p> <p>まず、1、市長・町長については、合併の日の前日に失職することになります。市町村の設置による長の選挙については、公職選挙法第33条第3項により、新しい市町村の設置の日から起算して50日以内に行うこととなっております。</p> <p>そこで、長が選挙されるまでの間は、長の不在状態を防ぐため、合併関係市町村の長である者またはあった者の中から、その協議により定められたものが合併市町村長の職務を行うこととする調整措置が設けられております。この場合、「長であった者」とは、地方自治法第152条の規定による合併関係市町村の長の職務代理者等である者または職務代理者等であった者を含むとされておりますので、合併関係市町村の廃止の際に職務代理者であった場合に限り助役等についても職務執行者になることが可能となっております。</p> <p>したがって、長であったものとは、5行目の括弧書きのところにありますように、かつて合併関係市町村の長であった者、つま</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>り元市長、元町長ではなく、合併市町村の設置のために廃止された合併関係市町村の長であった者、つまり首長の職務代理者等のことを指すものですので、誤解のないようにしていただきたいと思いません。</p> <p>この合併関係市町村の長の職務執行者を選任するための協議は、合併の期日までに行い、協議書を作成していくことが適当とされておりまして、この選任するための協議は地方自治法施行令第1条の2の規定に基づきまして、ただいまご説明しました3市町の長または長であった者により協議し、選任することとなっております。</p> <p>また、合併市町村の長の職務執行者は地方公共団体の公務員であるため、公職選挙法第89条第1項の規定により現職のまま市町村長の設置選挙に立候補することができませんので、立候補する場合は辞職するか、辞職せずして立候補した場合は立候補と同時に失職することとなります。</p> <p>なお、職務執行者が立候補等により辞職する場合は、地方自治法第152条に基づく長の職務代理者を指定し、その職務代理者に対して辞職届を提出することとなっております。</p> <p>続いて、2の助役、収入役についてですが、助役、収入役も、新設合併の場合、合併の日の前日に失職することとなります。行政実例を見ますと、長の職務代理者が助役や収入役を選任することができないとなっておりますので、職務執行者も同様に助役や収入役を選任することができませんので、新しい市町村長が選挙されてから議会の同意を得て、助役や収入役を選任することになります。</p> <p>しかし、収入役については、地方自治法第170条第3項、第5項、第6項において、収入役が欠けたときは必ずその職務を代理す</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>る者を置くこととなっておりますので、新設合併の場合には、正式に収入役が選任されるまでの間は、収入役職務代理者が収入役の職務を行うこととなります。具体的には、合併の日に市長の職務執行者が会計担当課長等を収入役職務代理者に指定する必要があります。</p> <p>なお、収入役制度の改正により人口10万人未満の市については、条例で収入役を置かず、市長または助役に兼掌させることができることとなっております。</p> <p>人口10万人未満（想定）としておりますのは、この改正法はことしの5月19日に成立し、5月26日に公布をされているのですが、施行日が公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日となっております。また6カ月を超えておりませんので、施行日とともに条文において政令に委任しております人口規模についてもまだ定められておりません。</p> <p>よって、総務省の改正要綱において、人口10万人未満の市を想定とされていることから、現時点では想定とさせていただいております。</p> <p>次に、3、教育長についてですが、教育長は行政実例によりますと、一般職に属する地方公務員とされておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第16条第2項の規定により議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分をあわせ持つことから、市町村の合併の特例に関する法律第9条の一般職の職員の身分保障規定の適用はないものと考えられており、合併の日の前日に失職することとなります。先進事例でも特別職と同様の取扱いをしております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>なお、新設合併の場合の最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行例第18条第1項及び第19条の規定に基づき、合併市町村の長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選によって決められることとなります。</p> <p>次に、4の議会議員については、合併特例法第6条、第7条において、議員の定数及び在任に関する特例が定められており、当協議会で協議した結果、合併特例法に規定する在任特例は適用しないことが確認されたため、公職選挙法第33条第3項により、市長と同様に50日以内に選挙が行われることとなります。</p> <p>次に5番目の行政委員会の委員についてですが、地方自治法第180条の5の規定により、市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会があります。これらの委員は、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失います。このため、合併後、新たに選任または選挙されることとなりますが、職務の継続性が求められることなどから、新設合併の場合は、教育委員会の最初の委員、また議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員に限っては、新しい市町村長の就任を待たずに合併時に一定期間その職務を行うこととなります。</p> <p>まず(1)の教育委員会の委員ですけれども、教育委員会の最初の委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条以下に特例規定が設けられており、合併市町村の長の職務執行者が、合併の日の前日に合併関係市町村、つまり3市町の教</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>育委員会の委員であった者の中から、合併市町村の教育委員会の委員を臨時に選任することとなっております。</p> <p>よって、教育委員会の委員につきましては、3市町それぞれの教育長もあわせました5人の教育委員会の委員、合計15人の委員から職務執行者が選任することになります。</p> <p>また、任期につきましては5ページ5行目の真ん中どころにあるのですけれども、「また」以降ですが、臨時に選任された委員の任期は、合併市町村設置後、長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとなっております。</p> <p>教育委員会の委員数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条により5人とされておりまして、任期については、同法第4条により4年とされておりまして。</p> <p>続いて(2)選挙管理委員会の委員についてですが、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、合併関係市町村の選挙管理委員会委員であった者の互選により定められます。選挙管理委員会の定数は、地方自治法第181条の規定により4人の委員をもって組織することとされておりまして、暫定の選挙管理委員会にあっても4人を互選することとなります。これらの者が、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時に選挙管理委員会委員の職務を行うこととなります。</p> <p>したがって、暫定の選挙管理委員会の委員につきましては、3市町それぞれ4人の委員、合計12人の委員によりまして、互選により暫定選挙管理委員会の委員を決定することになります。</p> <p>なお、暫定選挙管理委員会の委員の任期につきましては、合併市</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>町村設置後、長の最初の選挙後、最初に招集される議会において選挙されるまでの間となっております。選挙管理委員会の委員数については、地方自治法第181条第2項により4人とされており、任期については同法183条により4年とされています。</p> <p>次に(3)農業委員会の委員につきましては、委員のうち、選挙による委員については、合併特例法第8条において、任期等に関する特例が定められておりますので、当協議会で協議した結果、合併特例法に規定する在任特例を適用し、3市町の選挙による委員37人が平成17年7月19日まで在任することとなっておりますので、引き続き職務を行うこととなります。なお、在任期間後の選挙による委員については、平成17年7月19日の在任期限までに公職選挙法に基づき選挙することとなります。</p> <p>続いて(4)固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第8項の規定により、合併市町村の長が選挙されるまでの間は、合併市町村の長の職務執行者によって合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなります。</p> <p>また、同条第9項の規定により、合併市町村の長が選挙された後において合併市町村の設置後、最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、合併市町村の長によって合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなります。</p> <p>固定資産評価審査委員会の委員につきましては、教育委員会の委員、選挙管理委員会委員の委員とは少し異なりまして、新市長が就</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>任後、再度旧市町の委員から委員を選任することとなります。</p> <p>なお、新市長が選任した委員の任期については、初議会において同意を得て、固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでとなっております。</p> <p>固定資産評価審査委員会の委員数につきましては、地方税法第423条第2項に3人以上とされており、任期については同条第6項により3年とされております。このように地方税法により固定資産評価審査委員会の委員数については3人以上とされておりますので、委員数を決定しておくため調整案として提案させていただいております。</p> <p>調整案につきましては、税務分科会、住民部会の協議を経て提案しているものでございまして、調整案の3の(3)において、委員の定数は9人とし、3市町の区域からそれぞれ3人選任するをいたしております。</p> <p>その理由についてですが、固定資産評価審査委員会につきましては、固定資産税の納税者から不服審査の申し出があった場合、固定資産評価審査委員会の委員の中から3人をもって組織する審査会を設け、審査を行います。なお、審査の申し出があった場合は、規定により、その申し出を受けた日から30日以内に審査を決定しなければならないとされております。</p> <p>現在、固定資産の宅地評価の方法については、伊予市の評価方法と中山町、双海町の評価方法が異なっておりまして、現在、3市町がそれぞれ評価を行っておりますけれども、新市では評価方法を統一し、現在の評価額についても調整をしなければなりません。それに伴いまして、評価額等に対する多くの申し出があった場合に、そ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>れに対応できるよう各市町それぞれの地域の現状に詳しい現委員の3人を選任し、合計9人により万全の体制を整えておきたいということでございます。</p> <p>次に(5)の監査委員・公平委員会の委員についてですが、監査委員については、特別選任手続の規定はありません。また、監査委員の選任行為は性質上代理になじまないため、合併市町村の長の職務執行者は監査委員を選任することができません。地方自治法第197条に監査委員は任期後に「後任者が選任されるまでの間は、任期後の監査委員がその職務を行うことを妨げない」という規定がありますが、市町村の設置があった場合には行政実例により同条の適用はないものとされていますので、新しい市町村長の就任を待って監査委員が選任されるまでの間は、監査委員が置かれていない状態となります。</p> <p>また、公平委員会の委員についても、同様の状態になると考えられています。</p> <p>監査委員の数については、地方自治法第195条第2項及び同法施行令第140条の2において、人口25万人以上の市は4人、その他の市は3人、または2人とされております。</p> <p>なお、任期につきましては、地方自治法第197条により識見を有する者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期とされております。</p> <p>また、公平委員会の委員数につきましては、地方公務員法第9条第1項により3人とされており、任期については同条第10項により4年とされております。</p> <p>ただいまご説明いたしましたとおり、監査委員についても委員数</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>が地方自治法により3人または2人とされておりますので、委員数を決定しておくため調整案として提案させていただいております。</p> <p>調整案につきましては、財政分科会、財務部会の協議を経て提案しているものでありまして、調整案の3の(2)において監査委員の定数は識見を有する者及び議会選出の委員の2人とする。</p> <p>なお、識見を有する委員は非常勤とするをいたしております。</p> <p>監査委員の現状につきましては、3市町同様に識見を有する者1人、議会選出の委員1人の2人でありまして、識見を有する者については非常勤としております。監査委員が実施する監査については、定期監査、臨時監査、随時監査、出納検査及び決算監査に区分され、こうした監査については、3市町ともにほぼ同様の方法により実施しておりますが、新市における事務量を考えましても、現在の伊予市とほぼ変わらないものと考えられることから、現状どおり定数については2人、識見を有する者の勤務形態につきましては非常勤で対応することといたしております。</p> <p>最後に6、その他の条例等で定める特別職の職員についてですが、審議会、委員会等の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、合併に伴いその身分を失うこととなり、新市において必要に応じ、新たに任命する必要があります。</p> <p>(1)といたしまして、法令等で設置が義務づけられている審議会等については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で、実情に応じて弾力的な運用を行い、その合理的・効率的な運用に努める必要があります。</p> <p>(2)ですけれども、法令等で設置が義務づけられていない審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>については、その設置の目的、3市町の設置状況、活動の実態等を踏まえて見直しを行い、新市において設置する必要があるものは設置する。その際、審議会等の統合、委員等の構成、委員等の数の削減、その他運営の改善を図る必要があります。</p> <p>このその他の条例等で定める特別職については、合併時に設置しておかなければならないもの、合併後必要に応じて設置するもの、また委員等の構成などについて、今後、人事分科会、総務部会において各担当部署と協議し、調整することといたしております。</p> <p>それでは7ページに、ただいまご説明をいたしました法令に基づく各特別職の職員の身分の取扱いのフロー図を掲載しておりますので、ご覧いただいたらと思います。</p> <p>図の左から合併の前日、新市の誕生、新市長の誕生、新市長が招集する最初の議会と区分をいたしまして、新市発足と同時に主な特別職がどのような取扱いになるか流れをお示ししております。</p> <p>まず首長、市長、町長ですけれども、新市誕生の日から50日以内に選挙を行い、新市長が選任されます。新市発足から新市長が誕生するまでの間は原則として3市町の首長が協議いたしまして、3市町の首長の中から定めたものが新市の長の職務執行者として新市の職務を行います。</p> <p>次に助役についてですが、新市長の職務執行者が助役を選任することができないことから、新市長が最初の議会において同意を得て選任するまでは不在となります。</p> <p>次に収入役ですが、収入役についても助役と同様に新市長の職務執行者が選任することができないことから不在となります。</p> <p>しかし、地方自治法において収入役が欠けたときは必ず職務を代</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>理する者を置くとなっておりますので、正式に新市長が議会の同意を得て、収入役を選任するまでの間は収入役職務代理者が収入役の職務を行うこととなります。</p> <p>教育長については、教育委員会の委員が最初の議会において同意を得て任命されるまでの間、新市長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員会の委員の互選によって決められることとなります。</p> <p>次に、教育委員会の最初の委員については、新市長の職務執行者が合併の日の前日に3市町の教育委員会の委員であった者の中から臨時に5人を選任することとなります。臨時に選任された委員の任期は、最初の議会の会期の末日までとなります。なお、正式な教育委員会の委員については、新市長が議会の同意を得て任命することとなります。</p> <p>次に、選挙管理委員会の委員についてですが、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、3市町の選挙管理委員会委員であった者により4人を互選し、暫定の選挙管理委員会を設置します。</p> <p>正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時に選挙管理委員会委員の職務を行うこととなります。</p> <p>次に、固定資産評価審査委員会の委員については、新市長が誕生するまでの間は、新市長の職務執行者が3市町の固定資産評価審査委員会委員の中から暫定の固定資産評価審査委員会の委員を臨時に9人選任します。</p> <p>新市長が誕生してから最初の議会までの間は、新市長が改めて3市町の固定資産評価審査委員会の委員の中から暫定の固定資産評価</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>審査委員会の委員を臨時に9人選任することになります。</p> <p>なお、新市長が選任された委員の任期については、最初の議会において委員が選任されるまでとなっております。</p> <p>次に、公平委員会の委員及び監査委員については、特別選任手続の規定がないことから新市長が最初の議会において同意を得て選任するまで不在となります。</p> <p>次に、農業委員会の委員につきましては、別途協議をし、ご確認をいただきましたとおり、3市町の選挙による委員が平成17年7月19日まで在任することになります。</p> <p>次に、議会議員につきましては、別途協議をし、ご確認をいただきましたように合併特例法に規定する特例は適用しないこととされておりますので、新市誕生の日から起算して50日以内に選挙が行われることとなります。</p> <p>なお、最初の議会において議員の互選により議長、副議長を選任することになります。</p> <p>最後に審議会、委員会等の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、合併当初から設置しておく必要があるものは職務執行者が設置条例等を先決し、合併後任命することとなります。そのほかの特別職については、新市において必要に応じ新たに条例を制定し、任命することとなります。</p> <p>以上が調整案としてご提案をしております法令の定めるところによる各特別職の職員の取扱いでございます。</p> <p>次に、調整案に給料、報酬の額についてもご提案をしておりますが、特別職の給料、報酬等の額につきましては、原則といたしまして市長が学識経験者等で構成されます特別職報酬等審議会に諮問を</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>し、この審議会で審議された意見を市長が聞いた上で特別職の職員の給与に関する条例等の議案として議会に提案をし、議会の議決を得て決定されます。</p> <p>ただし、合併直後の特別職の報酬額につきましては、3市町の現状等を踏まえ、今後調整しなければならないため、合併協議会において基本的な調整方針を確認する必要がありますので、ご提案をさせていただきます。</p> <p>それでは8ページから10ページに協議第36号資料2といたしまして、平成16年4月1日現在の3市町の各特別職の職員の給料及び報酬額等の状況を掲載しております。</p> <p>まず8ページをご覧ください。</p> <p>最初の表に市長、町長、助役、収入役、教育長のそれぞれの任期、給料月額を記載しております。</p> <p>続いて2つ目の表に議会議員の任期、議長、副議長、議員それぞれの報酬月額、定数、それから括弧書きで現員数を記載しております。</p> <p>次に3つ目の表には各行政委員会委員の定数、報酬額を記載しております。報酬額について、伊予市は月額、日額を基本に定めておりますが、中山町については年額、双海町については固定資産評価審査委員会委員以外は年額で定めております。</p> <p>公平委員会については伊予市のみ設置をしております、中山町、双海町については愛媛県の人事委員会に事務を委託しております。</p> <p>この8ページに記載しております首長、助役、収入役、教育長の4役、議会議員、また、各行政委員会の委員の報酬につきまして</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>は、調整案では伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整するとしております。</p> <p>今後、この調整につきましては、人事分科会、総務部会において新市の行財政規模、人口規模に応じた額にする必要があるため、伊予市の額をもとに同規模の自治体の状況を参考にして原案を作成し、各市町の首長、または3市町の議会の総務委員会等においてご協議をいただいた上で決定していきたいと考えております。</p> <p>それでは9ページをご覧ください。</p> <p>9ページから10ページにその他の条例等で定める特別職といたしまして、審議会、委員会等の委員、その他の非常勤の特別職の職員を法令に根拠を有するもの、また条例等に根拠を有するものに分けて、3市町それぞれ定数、報酬額を掲載しております。</p> <p>条例等に根拠を有するものにつきましては、3市町において約41種類の審議会、協議会などが設置されておりますが、参考として主なもののみ掲載をしております。</p> <p>この表の中ですけれども、ちょっとご説明をしておきたいのが、横のハイフンが入ってございますけれども、これにつきましては、この委員会は設置しておりますけれども、報酬は支給していないもの、そういうものはハイフンを報酬額の方に入れております。</p> <p>それから欄に斜線が入っておりますのは、委員会を設置していないところについては欄を斜線としております。</p> <p>それから、定数のところで「内」という文字がございますのは、定数がその何名以内として規定されている場合、内という文字を記載しております。</p> <p>それから社会教育委員、公民館運営審議会委員のところ中山</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>町、双海町が一緒になってございますけれども、これは兼任をしているということで、2つのますを1つにさせていただいております。</p> <p>伊予市、それから中山町、双海町を比べましても、やはりそれぞれの額を設定されておりました、相違があるようになっております。</p> <p>このその他の条例等で定める特別職の報酬の額につきましては、現在それぞれの委員会、審議会等を担当します分科会、専門部会において事務事業の一元化とともに報酬額の案を調整しております。今後につきましては、人事分科会、それから総務部会において責任の度合いや職務の困難度等を考慮するとともに、全体の均衡を図りながら調整することとしております。</p> <p>11ページから17ページには関係する主な法令といたしまして、特別職の取扱いの根拠法令であります地方自治法、地方自治法施行令、公職選挙法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び同法施行令、地方税法、地方公務員法を抜粋して掲載しております。</p> <p>なお、18ページから19ページには関係いたします行政実例を、20ページから21ページには県内の先進地の事例を掲載しておりますので、参考にしていただけたらと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくご協議をお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございました特別職の職員の身分の取扱いについてご質問、ご意見等を伺いたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
西岡委員	<p>西岡委員さん。</p> <p>西岡です。8ページの給料及び報酬等の状況の説明がありましたが、いわゆるこれ特別職の報酬ですけれども、市長とか助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員、この方々にはボーナスがあると思うんですよ。ここには月のいわゆる給料の関係を書かれておりますが、ボーナスもほとんど民間の企業と違って定期的な形で決まったような金額が出ておるんじゃないかと、そう思います。</p> <p>したがって、ほかの行政委員さんあたりは大体こういうような金額であろうかと思いますが、さっき申し上げました方々については、付属事項として、そういうふうな期末勤勉手当等々も計上するというのが皆さんの判断の一つになるのではなかろうかと、このように思いましてご提案を申し上げました。</p>
西岡主任	<p>ただいまのご質問、議会議員等には期末手当等もあるのではないかとというようなことだったかと思いますが、確かに議会議員につきましては、今現状でいいますと、各市町それぞれ期末手当の方を支給しておりまして、支給率につきましては、給与月額、1.15、加算率ですけれども、掛けまして、年間で3.3を掛けた数字が今の議会議員、また特別職、4役になりますけれども、それらの期末手当となっております。</p> <p>ちなみに市長でいいますと、期末手当につきましては、年間で現状、伊予市の額でいいますと338万円程度の額が期末手当として支給されてございます。</p> <p>なお、これらの期末手当、それからそれ以外の手当につきましては</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>も、今後合併までには報酬の額と同様に調整をいたしまして決定はしていくようにしてございます。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	西岡委員さん、了解ですか。
西岡委員	はい。
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ご意見もないようでございますので、ここでお諮りをいたします。</p> <p>協議第36号特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、原案のとおり確認するということをご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第36号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第37号使用料、手数料等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
大森主任	<p>会議資料22ページをお願いいたします。</p> <p>協議第37号、使用料、手数料等の取扱いについてご説明いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>この件につきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものです。</p> <p>使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、1、使用料、手数料については、合併時に統一するよう努めるものとする。</p> <p>2、統一が困難なものについては、当分の間現行どおりとし、新市において調整に努める。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>使用料、手数料等の取扱いについて、簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず使用料とは、地方自治法第225条に基づき行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、使用者から徴収する料金のことです。また、地方自治法第228条第1項により、使用料に関する事項は条例で定めなければならないとなっています。</p> <p>公民館や文化施設、体育施設の使用料、水道料金等が、こういったものになります。</p> <p>また、手数料とは、地方自治法第227条に基づき、地方公共団体が行う事務のうち、特定の者のために行うものについて、その費用を償うため、または報償として徴収する料金のことです。徴収した料金は、その地方公共団体の収入となります。</p> <p>また、使用料と同様に地方自治法第228条第1項により、地方公共団体の事務につき手数料に関する事項は、条例で定めなければならないことになっています。</p> <p>戸籍や住民票を交付する場合の手数料などが、こういったものになります。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>合併関係市町内で同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。これらの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。</p> <p>なお、23ページ、24ページには関係します主な法令の抜粋、それから県内の先進地事例を掲載しております。参考にさせていただいたと思います。</p> <p>それでは協議会附属資料の方をお願いいたします。</p> <p>協議会附属資料1ページをお願いいたします。この資料については、使用料、手数料について一覧にしております。</p> <p>使用料につきましては、1ページから48ページに掲載されております。同様の使用料で3市町横並びにできる、比較できる使用料が1ページから4ページに掲載されています。</p> <p>まず1ページをお願いいたします。</p> <p>上から協議項目、そして2つの調整方針が記載されています。下の一覧を見ますと、左から使用料の種類の大別、事務事業名、項目、3市町の現況、それから右端に具体的な調整内容となっております。</p> <p>それから3市町それぞれに独自のもので、横並びにするのが難しい使用料につきましては、5ページから48ページに掲載されております。</p> <p>まず、5ページから36ページには施設等の使用料等が掲載されております。そして37ページから39ページにつきましては法定外公共物の使用料、それから40ページから44ページまでにつきましては道路の占用料、45ページから48ページまでにつきます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ては河川流水占用料となっております。</p> <p>まことに申しわけございません、5ページに返っていただきまして、上段部の協議項目調整方針は1ページから4ページと同様であります。下段につきましては左端が施設等の使用料等となっておりますし、使用する対象の大別となっております。そして3市町の現況をそれぞれの様式で記載しており、右端に具体的な調整内容を記入しております。</p> <p>それから手数料なんです、こちらは49ページから57ページとなっております。まずこれも使用料と同様に3市町横並びにできる、比較ができる手数料が49ページから53ページに記載されております。</p> <p>49ページをお願いいたします。ここも使用料と同様に上から協議項目、そして2つの調整方針が記載されています。下の一覧を見ますと、左から手数料の種類の大別、事務事業名、項目、3市町の現況、そして具体的な調整内容となっております。</p> <p>そして、55ページから57ページにつきましては、屋外広告物許可手数料でございます。これは伊予市のみ条例がありますので、このような記載方法としております。</p> <p>大変簡単ですが、以上で説明を終わります。</p> <p>協議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>使用料、手数料等の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、皆さん方のご質問、ご意見を承りたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>別段ないようでございますので、それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第 3 7 号使用料、手数料等の取扱いについては、原案のとおり確認するということでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>中村議長      ご異議がないようでございますので、協議第 3 7 号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、協議第 3 8 号行政連絡機構の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> <p>久保次長      続きまして、会議資料 2 5 ページをお開きください。</p> <p>協議第 3 8 号行政連絡機構の取扱いについてご説明させていただきます。</p> <p>この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり確認を求めると記以降でございますが、行政連絡機構（広報区及び自治会）の組織及び区域等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに住民の理解を得て、伊予市の例により調整する。</p> <p>次ページをご覧ください。</p> <p>協議第 3 8 号資料でございますが、市町村の行政連絡機構は地域コミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。3 市町における行政連絡機構の状</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>況を把握し、合併後において不均衡等が生じないように調整を図る必要があるという基本的な事項を掲載しております。</p> <p>抜粋でございますが、関係法令、次に先進地事例を掲載しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>続きまして、附属資料について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>先ほどの分厚い資料なんですけど、附属資料の58ページをお開きください。</p> <p>行政連絡機構の3市町の現況でございますが、名称につきましては、伊予市では伊予市広報区長連絡協議会、中山町では中山町区長会、双海町では双海町区長会ということで名称の差異はございますが、3市町とも連絡協調並びに自治行政の振興発展に寄与する等の目的でそれぞれ活動されております。</p> <p>構成につきましては、伊予市では広報区長34人、中山町では区長47人、双海町では区長34人の構成からなっており、3市町とも役員を置いております。</p> <p>59ページから61ページに広報区別世帯人口調べを掲載しておりますが、世帯数及び人口につきましては、16年3月末現在の住民基本台帳をもとに作成しております。</p> <p>まず伊予市は59ページ、60ページと関係しますが、172地区ございまして34の広報区の構成となっておりますように、数地区を代表しまして広報区長を置き、地区に広報委員を設置しております。数地区合計の世帯数で見ると、84世帯から、多いところでは1,020世帯の構成からなっております。</p> <p>60ページでは中山町、双海町を掲載しております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>中山町では47地区ございまして、地区代表が区長になっております。世帯数で見ますと、4世帯で1区長から98世帯を代表する区長まで存在しております。</p> <p>双海町では34地区ございまして、中山町と同じように地区代表が区長になっております。世帯数で見ると3世帯1区長から299世帯を代表する区長まで存在をしております。</p> <p>ですから、伊予市では複数の地区で代表者1名、中山町、双海町では1地区1名の代表者となっておりますのが現状でございます。このように差異がありますことから、このまま存続することは行政として一体性に欠けることとなりますので、再編をする必要があるということでございます。</p> <p>といいましても、それぞれの市町の事情によって独自の形態があります。運営の方法も多種多様でございます。また、地域コミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は重要なものがあります。</p> <p>こういうようなこと等を考えますと、合併時までに調整するのは時間的に難しいものがございまして、具体的な調整内容としまして、合併時は1市2町の現行制度を引き継ぎ、合併後速やかに住民の理解を得て再編を図るといたしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>あのような説明でございます。ご意見を受けたいと思います。</p> <p>岡田委員。</p>

発言者	議題・発言内容
岡田（博）委員	<p>伊予市の方はこの区割りが現行どおりということで、中山、双海ですが、その速やかにという文言ですが、どれぐらいの期間を考えておいででしょうか。</p>
中村議長	<p>事務局、どうぞ。</p>
久保次長	<p>この速やかにと申しますか、先ほど説明をいたしましたように難しいところがございます。ですから、何年先とか、そういったことは申し上げることはできませんが、できるだけ早く調整をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>年限を切ることがベターかどうかということもありまして、今のところは、そういう玉虫色の表現ですが、それでも期日を入れるべきか。1年以内とかいうような言葉が言えるかどうかも含め、ご意見を賜りたいです。</p> <p>岡田委員、何かご意見がございますか。</p>
岡田（博）委員	<p>約2年ぐらいかなという意見は持っておりますが、共生して住民の方に自発的に出てくるのが一番理想と思っておりますし、そこらあたりも考えますと、そうした伊予市さんは現行どおりできているということもあわすと約2年ぐらいかなと私としては思っておりますが、皆さんの意見、どういうことを思っているかちょっとお聞きしたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	事務局、何かございますか。
和田局長	<p data-bbox="483 450 1337 752">この協議題は行政連絡機構ということで、行政と、それから区長さんということで、行政が委嘱をしているのは自治会といいますか、広報区といいますか、自治会というふうには呼ばさせていただきますけれども、そういう自治会の代表者の方を区長に委嘱をして、行政との連携を図っていこうという、そういう組織でございます。</p> <p data-bbox="483 786 1337 1021">現実には区長さんの後ろに地域を構成している住民の方がおいでるわけございまして、行政としては当然そういう方を意識して、区長さんを通じて住民の方との連携を図って、行政を円滑にやっっていこうと、そういうことが目的でございます。</p> <p data-bbox="483 1055 1337 1290">現実にはそういうふうに住民の方との連携をどう図るかということでもありますけれども、制度的には直接自治会に行政がタッチするということできませんので、代表の区長さんを委嘱しているということでもあります。</p> <p data-bbox="483 1323 1337 1559">この合併の一つの理念といたしまして、地域の自治をどうするかという、新しい住民の方と行政との関係を見直していこうというのが一つの合併の基本理念でございまして、そういう意味で地域自治制度というようなものも見直していこうということがあります。</p> <p data-bbox="483 1592 1337 1827">ですから、代表の区長さん、行政連絡機構としてどういう委嘱をしていくかということとあわせて、地域のそういう自治制度ということも関係がしてくると思いますので、そういう意味では地域の自治制度とあわせて検討する必要もあるかと思えます。</p> <p data-bbox="483 1861 1337 1962">当面、この行政の連絡機構としては空白期間を置くことができませんので、その間は現状を引き継いでいくということで、地域の自</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>治制度というのは行政組織機構とも関係があります。行政組織機構については、やはり5年くらいをかけて段階的に整備していこうということが既に協議をされておりますので、それとあわせて岡田委員がおっしゃるように2年というのは最初の区切りになるかと思えます。</p> <p>それで十分なものができるかというのはわかりませんが、行政の機構として、やはり定着してくるのは5年ぐらいかかるのかなというふうには考えております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>いわゆる合併の当初の理念とも関連がございますので、十分そこらは新しい市の中で煮詰めていきたいということでおるわけですが、よろざいでしょうか。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>現行どおりということは、例えば定時総会、区長総会というんですか、これを開催した場合、中山からは47人出るということなんですか。</p>
久保次長	<p>現行を引き継ぐということですから、そのようです。</p>
亀井委員	<p>先ほど数が出ていましたように、4件の区長がおりますので、当然伊予市で開催されるわけですね。年5回ぐらいになるんですか。それ全部出てこいというのも逆に難しい問題じゃないかとも思うんですが、そのあたりは検討の段階で何か出なかったんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
<p>総務部会</p> <p>井手窪副部会長</p>	<p>十分この問題については協議を煮詰めてはないわけなんです、私ども今考えている現在におきましては、やはり新しい新市ができた場合の等の区長会は、やはり新しい市長さんのもとの区長会を行いたいという気持ちがあると思いますので、そういう場合には伊予市へ中山、双海の区長さんお集まりいただいた上での区長会ということにはなるとは思います、全部が全部ということでない。やはりそれぞれ中山、双海の行政については尊重しながら進むということが原則でございますので、共存共栄を図ることが原則でございますので、それぞれの中山なり双海の地方区での開催ということもあり得るとは思います。</p> <p>そういうことで、基本的には毎回、毎回伊予市でということにはつながらないのではないかなと私どもは今のところ考えております。</p>
<p>中村会長</p>	<p>はい、亀井委員、どうぞ。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>ということは、その47人全員が寄るということですか。それともそのあたりは各町で調整して代表が出るということなんですか。何かちょっと一説には何人が代表で出るというような話も聞こえてはきたんですが、説明なかったんで、どうなっているのかなと思うんですが。</p>
<p>総務部会</p> <p>井手窪副部会長</p>	<p>中山町では、資料をご覧になったらご理解いただけるとおり、区</p>

発言者	議題・発言内容
<p data-bbox="316 651 432 685">中村議長</p>	<p data-bbox="483 320 1337 551">長会という制度で役員をとってございますが、双海の場合はそういう制度がございませんし、やはり区長というのは構成団体が多い、少ないは関係なく、それぞれの区長さんの権限をお持ちですので、基本的には全員集合という形になると思います。</p> <p data-bbox="483 651 1337 752">毎回全員集合するほど必要があるのかというふうなことも含めて。</p>
<p data-bbox="256 857 373 891">総務部会</p> <p data-bbox="256 925 456 958">井手窪副部会長</p>	<p data-bbox="483 925 1337 1223">そういうことで、基本的にはやはり新市のもとで、市長さんということで、総会等については全員集合という形にはなりますが、内容によっては、それぞれ中山事務所、双海事務所での開催ということは可能とっております。それぞれの事務所においての区長会ということで。</p>
<p data-bbox="316 1328 432 1361">亀井委員</p>	<p data-bbox="483 1328 1337 1429">ということは、それぞれの事務所でということは、旧の中山町は中山町で47人で開催するということですか。</p>
<p data-bbox="256 1529 373 1563">総務部会</p> <p data-bbox="256 1597 456 1630">井手窪副部会長</p>	<p data-bbox="515 1597 951 1630">そのようなことになると思います。</p>
<p data-bbox="316 1731 432 1765">亀井委員</p>	<p data-bbox="515 1731 1262 1765">そのあたりは全部分科会なりで議論された方法なんですか。</p>
<p data-bbox="256 1865 373 1899">総務部会</p> <p data-bbox="256 1933 456 1966">井手窪副部会長</p>	<p data-bbox="515 1933 1337 1966">煮詰めてはございませんが、そのように部会長集まっていたい</p>

発言者	議題・発言内容
<p>亀井委員</p>	<p>て、部会の相談の結果はそういうことで私どもは考えております。</p> <p>現実問題として、まだスタートしてございませんので、そこらあたりは知恵を絞って行いたいと思っております。</p> <p>私の考えで速やかにというのは、1回目ぐらいは全員寄って、そこで全員は大変だけど、そこで調整して何人が代表出たおいでやというふうな話があるのかなというふうに思って速やかにというような部分で解決するのかなと思ってたんですけど、2年間も47人全部出てこいというと、正直いいまして、中山町の区長さんは順番制の区が多いですから、ちょっとこれは出るのがまず不可能じゃないかなという気はします。</p> <p>ですから、ある程度絞り込むという形をどの時点でだれがやるかというぐらいはルールを決めておかないと、入ってすぐ全員集まれと言っても、まず難しいんじゃないかなという。特に3月、4月に改選がございますので、区長さんも。伊予市まで行くなら、もう対応できないというふうなことでかなりもめごとにもなるような気もするんですけど、そのあたりは具体的な調整の中で話は出なかったですか。</p>
<p>総務部会 井手窪副部長</p>	<p>基本的には双海町においては8月18日に区長会、また中山町については9月3日に区長会をもちまして、いわゆる自治区の組織編成については、伊予市の例によって進めていくということをご理解をいただいているわけですので、速やかにそういうを前提に区長さんと協議を進めるということでございますので、いわゆる2年まで</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>区長会をそのままにしておくということではございません。速やかにそういう方向でご理解いただければ、なるべく速い方向で進めていくということでご理解いただきたいと思います。</p>
中村議長	<p>2年というのは、今岡田さんがおっしゃったんですね。希望として2年ぐらいとおっしゃいましたが、事務局は4年とか5年とか言っていましたよね。段階的には。</p>
和田局長	<p>ちょっと補足しておきます。</p> <p>先ほど2年とか、また行政組織が段階的に整備されるのにあわせてといいますのは、この行政連絡機構と密接に関連をしております地域自治組織と絡めてのご説明でございまして、この行政連絡機構については1日も空白ができてはならないということで、調整ができるまでは現行のままと。調整ができ次第、そういう新しい制度に移っていくということで、2年間のめどといいますのは、ひとつの組織的の区切りとして地域の行政組織、それから住民と行政との関係と、そういうようなものがひとつまとまるのがそういう時期かなということでご説明申し上げました。</p> <p>この行政連絡機構について先ほども言いましたけども、2年間今のまま引き継ぐという、そういう目標ではございません。</p> <p>それから、会議につきましてもそれぞれの市町におきまして、今の現行の制度の中でもそれぞれ役割、役員が選任されておりまして、中山町であれば中山町の中で一つの組織が構成されておりまして、ですから、3市町全域での協議に全区長さんが出席する必要がないものについては、そういう役員さんで会議をすとか、そうい</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>う方法も活用できるかとは考えております。</p>
中村議長	<p>高橋委員。</p>
高橋委員	<p>先ほどの説明では区長会等である程度のご理解を得ているというお話があったわけなんですけれども、今9月、あと本年度、まだ3月まであるわけなんですけど、ある程度理解ができるのであれば、新市に移るまでに相当の協議をしていただいて、すっきりと新市に移行した方がいいんじゃないかと思うんですが、今理解ある程度できているんだっただけですよ。2年だの、そういうことを言わずに、やはり新市で出発するわけですから、それに向かってある程度おそらく事務局も動いておられるんだろうと思いますので、種類は違ってそういうふうな案で動いておられるのであれば、ある程度新市に移行するときに、ある程度の形に持っていくという努力が必要じゃないかと思いますが、いかがなものでございましょう。</p>
和田局長	<p>この協議の基本原則は今高橋委員が言われたようなことで進めたいと考えております。ただ、行政連絡機構におきましては、行政と区長さんとの関係だけではなくて、やはりその後ろには住民の方が出て地域があると、そういうことで地域のあり方にかかわる問題があるので、これについては相当慎重にやりたいと。将来取り返しのつかないようなことがないようにやる必要があるということで、これについては例外的に合併後になってもやむを得ないと、そういう調整方針でございます。</p> <p>合併までにしないとか、一定期間触らないとか、そういうことで</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>はございません。できるだけ速やかに調整はしていきますけども、合併までにどうしてもやらなければいけないからということで、後で地域のコミュニティーに悪い影響があるような、そういうことがあってはならないという、そういう意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
中村議長	<p>はい、高橋委員どうぞ。</p>
高橋委員	<p>そしたら、一応今年度も事務局として一生懸命頑張ると。調整をして、それである程度調整ができないものは、合併後もある程度調整していくということが今言われたことですね。</p>
和田局長	<p>はい、そうです。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>事務局として、速やかにという意味はそういう意味でございますので、特に地域でお世話になっている区長さん方のご理解がなければ統一できませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りをいたします。</p> <p>協議第38号行政連絡機構の取扱いについては、原案のとおり確認をするということでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第38号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>それでは、次に協議第39号各種事務事業（福祉関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
坪内主事	<p>協議第39号各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以下につきましては、各種事務事業（福祉関係）の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、国又は県等の制度に基づいて実施している福祉関係事業については、現行のとおり新市においても実施する。</li> <li>2、3市町独自の福祉関係事業については、従来の実績等を尊重しつつ、新市域全体の均衡を保つように調整する。</li> </ol> <p>続きまして、附属資料62ページをお開きください。</p> <p>各種事務事業（福祉関係）の取扱いの附属資料につきましては、附属資料62ページから76ページまでにつきましては、現在3市町で行っております福祉事業を掲載しております。また、77ページから94ページにつきましては、主な事業につきましてはのより詳細な資料となっております。</p> <p>それでは最初に附属資料62ページから76ページについて説明させていただきます。62ページから76ページにつきましては、先にも述べましたとおり現在3市町で行っている福祉事業を掲載し</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ております。</p> <p>このうち国の制度に基づいて実施している事業につきましては、66ページをお開きください。</p> <p>66ページの34番、身体障害者援護措置、35番、身体障害者（児）短期入所等があります。県の制度に基づいて実施している事業につきましては、同じく66ページの37番、心身障害者扶養共済制度事務、38番、知的障害者（児）日常生活用具給付等事業等があります。</p> <p>67ページをお開きください。</p> <p>41番、有料道路割引証交付事務、43番、NHK受信料割引申請事務につきましては、日本道路公団、日本放送協会、NHKになりますが の制度に基づく定型事務となっております。</p> <p>以上のような事業が調整方針の1にあります国または県等の制度に基づいて実施している福祉関係事業に該当する事業となります。</p> <p>調整方針2にあります3市町独自の福祉関係事業につきましては、ページを戻っていただきまして62ページをお開きください。</p> <p>62ページにあります、このあと事業について説明させていただきますが、1番、敬老事業、4番、長寿者褒章等があります。</p> <p>続きまして、附属資料の77ページをお開きください。</p> <p>ここからは主な福祉関係の事業について説明させていただきます。</p> <p>附属資料77ページ、敬老事業、78ページ、長寿者褒章につきましては、今日の社会の礎を築き、長い人生を社会や家庭のために尽くされてきた高齢者に敬愛と感謝の意を表し、あわせてご長寿をお祝いするとともに、高齢者の生活を明るく、豊かなものにするた</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>め、また、すべての人が高齢者福祉について関心と理解を深めることを目的として事業を実施しております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、77ページの敬老事業につきましては、新市においても継続することとし、市内全域で同程度のサービスが必要であるが、地域性を考慮し、各地域（大字、広報区、公民館、校区）で敬老会を開催することとし、敬老会行事を開催する地域に対して補助金を交付するとし、対象者につきましては満75歳以上、実施主体及び方法につきましては、実施主体は各地域（大字、広報区、公民館、校区）単位とし、開催日は敬老の日を中心に開催し、記念品につきましては米寿のみ祝状と記念品をお贈りするとなっております。</p> <p>78ページをお開きください。</p> <p>長寿者褒章につきましては、満100歳及び101歳以上の方を対象にお祝い事業を継続し、祝状と記念品をお贈りします。実施時期、実施方法につきましては、敬老週間を中心に対象者の意向を尊重し、市長が訪問するとなっております。</p> <p>続きまして79ページをご覧ください。</p> <p>配食サービスにつきましては、栄養バランスのとれた食事を配食することにより、ひとり暮らしの高齢者等の自立と生活の質の確保を図るとともに、安否確認を行うことを目的として事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、新市においても継続実施することとし、調理、配達、配食の区分等については委託先と十分協議し、配食サービスが低下しないように努める。伊予市で実施しているふれあい型については、新市の社会福祉協議会事業として実施する。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>利用対象者につきましては、おおむね65歳以上の独居高齢者、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯、心身障害者世帯、老衰・心身障害・疾病のため調理が困難な世帯等となっており、利用者負担は1食当たり400円となっております。</p> <p>続きまして80ページをお開きください。</p> <p>生きがい活動支援通所事業につきましては、在宅で閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態への振興を予防することを目的として事業を実施しております。</p> <p>具体的な調整内容としまして、対象者につきましては、利用対象者の年齢はおおむね65歳以上とする。サービスの内容につきましては、生きがいデイサービスを実施し、ミニデイは廃止する。利用者負担につきましては、介護保険によるサービスの利用負担と同額にするのが望ましいと思われまますので、1回1,000円、施設収入とするとなっております。</p> <p>続きまして81ページをご覧ください。</p> <p>生活管理指導事業（生活支援ヘルパー派遣）につきましては、社会適用が困難な高齢者に対して生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への振興を予防することを目的に事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、対象者としましては、要介護認定を受け、非該当（自立）となった方であって、日常生活を営むのに支障がある方、ひとり暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）、高齢者夫婦世帯となっております。利用者負担につきましては、介護保険の訪問介護の生活援助単価（2,080円）を基本とし、所得</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>税課税世帯の利用者負担につきましては210円、所得税非課税世帯につきましては70円、生活保護世帯につきましては0円となっております。</p> <p>続きまして82ページをお開きください。</p> <p>家族介護用品の支給につきましては、在宅で要介護状態となっている高齢者に対し、紙おむつ等の介護用品を支給すること等により、本人及び介護している家族の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、もって要介護高齢者の在宅生活の継続及び保健福祉の向上に寄与することを目的として、伊予市、双海町で事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、利用対象者につきましては、要介護度4及び5に相当する在宅の高齢者（40歳以上65歳未満のものであって、特定疾病に該当するものも含む）であって、市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護しているものとし、支給品目につきましては、利用者等の必要品目を再度見直し、支給品目の充実を図る。</p> <p>支給限度額につきましては、支給限度額の上限は月5,000円とする。支給方法につきましては、単価契約をした委託業者が現物を利用者宅へ配達収納するとなっております。</p> <p>続きまして83ページをご覧ください。</p> <p>寝たきり老人介護手当支給事業につきましては、在宅寝たきり老人及び重度の痴呆性老人を抱える介護者に対し、介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、積極的に支援を行い、広く住民の高齢者に対する関心と理解を深め、高齢者福祉の向上を図ることを目的に事業を実施しています。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>具体的な調整内容としましては、伊予市の例により調整となっております。</p> <p>続きまして84ページをお開きください。</p> <p>障害者計画につきましては、近年、手話通訳やガイドヘルパー、バリアフリーなどの言葉が一般的に使われるようになり、障害者への理解と制度の整備が進みつつあります。その一方で、生活習慣病などによる障害者の増加や障害者の高齢化、障害の重度化が進み、地域や在宅での福祉サービスの需要はますます多様化しています。</p> <p>このような障害者を取り巻く社会情勢やさまざまな要望に対応するため、障害者のための施策に関する基本的な計画として障害者計画を策定しています。</p> <p>具体的な調整内容としましては、新市において平成18年度末までに障害者計画を策定するとなっております。</p> <p>続きまして85ページをご覧ください。</p> <p>重度心身障害者福祉タクシー事業につきましては、重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、予算の範囲内において、その料金の一部を助成することにより、交通手段の確保とつき添いの介護に伴う負担の軽減を図り、障害者の社会参加と在宅福祉の増進に寄与することを目的として、伊予市のみ事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、伊予市の例により新たな制度を創設するとし、対象者につきましては、身体障害者手帳所持者1級及び2級、療育手帳所持者A、精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級、協力機関につきましては市内のタクシー会社、助成額につきましては小型基本料金（550円）を月2枚の年間24枚とする。ただし、腎臓機能障害1級については、人工透析を行っているため、</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>年間48枚とするとなっております。</p> <p>続きまして86ページをお開きください。</p> <p>86ページから88ページにかけましては、保育所・保育園事業につきまして記載をしております。</p> <p>保育所・保育園事業につきましては、保育を必要とする父母が安心して預けることができ、そこで過ごす子供たちが心身ともに健やかに育成されると同時に、地域社会の中で子育てに不安や悩みを持つ人たちを支援し、必要な福祉サービスを総合的に提供することを目的に事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、現在設置している保育所、保育園は当面現行どおり設置する。ただし、伊予市のあさひ保育所とふたば保育所については、新市において統合し、多機能保育所としての整備を行う。保育時間につきましては、平日は8時30分から17時30分、土曜日は8時30分から12時30分としております。</p> <p>87ページをご覧ください。</p> <p>保育料につきましては、別添資料調整案のとおりとするとして、88ページをお開きください。</p> <p>調整案につきましては、資料にありますように全体を9つに区分をいたしまして、第1階層、生活保護法による被保護者世帯につきましては、3歳未満児ゼロ円、3歳以上児ゼロ円、第2階層、市町村民税非課税世帯につきましては、3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円、第3階層、市町村民税課税世帯につきましては、3歳未満児1万9,000円、3歳以上児1万6,000円、第4階層、所得税6万4,000円未満につきましては、3歳未満児2万7,000円、3歳以上児2万2,000円、第5階層、所</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>           得税 6 万 4 , 0 0 0 円以上 1 1 万 2 , 0 0 0 円未満につきましては、3 歳未満児 3 万 6 , 0 0 0 円、3 歳以上児 3 万円、第 5 階層、所得税 1 1 万 2 , 0 0 0 円以上 1 6 万円未満につきましては、3 歳未満児 4 万円、3 歳以上児 3 万 3 , 0 0 0 円、第 6 階層、所得税 1 6 万円以上 2 8 万 4 , 0 0 0 円未満につきましては、3 歳未満児 4 万 2 , 0 0 0 円、3 歳以上児 3 万 6 , 0 0 0 円、第 6 階層、所得税 2 8 万 4 , 0 0 0 円以上 4 0 万 8 , 0 0 0 円未満につきましては、3 歳未満児 5 万 4 , 0 0 0 円、3 歳以上児 3 万 8 , 0 0 0 円、第 7 階層、所得税 4 0 万 8 , 0 0 0 円以上につきましては、3 歳未満児 5 万 7 0 0 0 円、3 歳以上児 4 万円となっております。         </p> <p>           8 7 ページにお戻りください。         </p> <p>           延長保育につきましては、合併時に伊予市の例により調整する。延長保育料につきましては、現行の月額 2 , 5 0 0 円と別に 1 回当たり 2 0 0 円も設定するとなっております。         </p> <p>           続きまして 8 9 ページをお開きください。         </p> <p>           放課後児童クラブにつきましては、保護者の労働等により放課後、児童の養育が困難な家庭の児童を預かり、専任の指導員による児童の生活指導、家庭学習、仲間づくり等を行い、心身ともに健全な児童の育成を図ることを目的に事業を実施しています。         </p> <p>           具体的な調整内容としまして、基本的運営基準を定めるが、各市町の実情に応じた運営とするとし、開館時間につきましては、平日は 1 3 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分、長期休暇時につきましては、8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分、休館日につきましては、日曜、祝祭日、年末年始、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日、地方祭・お盆等地域実情による休日。保護者負担金につきましては、伊予市については現         </p>

発言者	議題・発言内容
	<p>行どおりとし、中山町、双海町につきましては月額2,000円、7月、8月につきましては3,500円(保険代含む)となっております。</p> <p>続きまして90ページをお開きください。</p> <p>福祉巡回バス運行事業につきましては、高齢者、身体障害者等交通弱者に対し、移動交通手段を提供し、地域の福祉の増進を図ることを目的に伊予市のみ事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、伊予市のみで運行されており、当分の間、現状を維持することとする。高齢者や身体障害者等の公共施設等への交通移動手段を確保する目的で実施されているものであり、合併に伴う行政区域の拡大にあわせ、市民の交通手段の確保も重要な課題になると思われまますので、広く市民が利用できるコミュニティバスの導入等も視野に入れた総合的な検討をするとなっております。</p> <p>続きまして91ページをご覧ください。</p> <p>寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ支給事業につきましては、在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者を抱える世帯に対して紙おむつ等を支給することにより、介護負担の軽減を図ることを目的に双海町のみ事業を実施しております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、高齢者非課税世帯につきましては、先ほども述べましたが、家族介護用品の支給で、課税世帯につきましては、寝たきり老人介護手当支給事業で、重度心身障害者につきましては、福祉手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等で対応することとし、合併時に廃止するとなっております。</p> <p>続きまして92ページをお開きください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>人権擁護委員活動につきましては、憲法で国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図ることを目的として活動を行っております。</p> <p>具体的な調整内容としましては、合併後は委員定数が現行3市町合計の10人から、人権擁護委員定数規定で規定されている4万1人以上6万人以下の市町村の定数9人に減員となりますが、現行サービスの確保を図るように調整するとなっております。</p> <p>続きまして93ページをご覧ください。</p> <p>行路困窮者措置費法外援助（行旅人）につきましては、事情、生活状況、経路を調査し、困窮している状況であると判断された場合、または旅行中に病気なり救護者がいない場合や、死亡し、引取者のいない場合には、市町がこれら縁故者にかわって援助措置を行っています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、行旅病人につきましては、窓口は福祉事務所に置き、支給金額は福祉事務所所在地の最寄駅から松山市、大洲市（隣の市）までの運賃実費を支給するとし、行旅死亡人につきましては、納骨堂を早期に建築する。法外援助として一般財源で対応するとなっております。</p> <p>続きまして94ページをお開きください。</p> <p>シルバー人材センター事業につきましては、自ら能力を活かしながら、自分なりの働き方で社会参加をしたいという高齢者に対し、就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会をつくり出すことを目的として事業を実施しています。</p> <p>具体的な調整内容としまして、新市シルバー人材センターの設立</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>を支援する。補助金につきましては、新市においても補助する。金額につきましては、経営状況に応じて補助する。経営が安定するまでの間、事務局長の人件費については新市で負担するとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>各種事務事業（福祉関係）について説明をいただきました。</p> <p>この件について、皆さん方のご質問、ご質疑等を受けたいと思います。</p> <p>重松委員さん。</p>
重松委員	<p>この市町村合併の一番のお題目と言われるのが、この福祉でございます。今まで合併という呼びかけの中で福祉のサービスを落とさないがために合併せないかんであるうというようなことを、まず第一番に言ってまいりました。</p> <p>まず福祉のサービスをふやさないまでも、落とさないがためにということでのいろいろ行政改革あるいは行財政改革、いろいろな要請を合理化して住民に福祉をとということが基本でございました、合併については。</p> <p>それは今いろいろ福祉を中心にお伺いしておりますと、最後の右の端の欄での調整内容については、非常に多くの点で伊予市を例にならってという言葉がございます。それぞれ項目ごとに見ておりますと、高齢者や身障者の方、あるいはまた児童、介護者等々に対する福祉のサービスが、伊予市が一番レベルが低いんじゃないかなと</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ということが非常に多いです。中山さん、双海さんは非常にサービスが十分とは言いませんけれども、伊予市よりは余計やっておられたんじゃないかなという感に見受けるわけですが、そうしたことでのいわゆる合併によってサービスが落ちたんじゃないかという住民に受けとめられ方をするんじゃないかという懸念を持ちます。</p> <p>そういうことで、このことの調整については、まず住民を基本にしての理解を得られる方法での検討、協議を特にお願いいたしたいと思います。</p> <p>以上、要望です。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>高橋委員さん。</p>
高橋委員	<p>これは細かいことで非常に心の問題で大切だと思うんですが、77ページの敬老事業というのがあるんですが、これは老人の人たちの1年間で1度のイベントだと思うんです。</p> <p>それで4番の記念品、米寿のみというふうに絞り込んでしまっておられるんですけども、これはどういう基準で絞り込んだんだろうかと疑問に思っております。それと、これはなぜ伊予市並みぐらいにはやれんのだろうかというふうに考えておるんですが、まず説明をお願いいたします。</p>
保健福祉部会 八倉部会長	<p>お答え申し上げます。</p> <p>伊予市におきましては、数え年99歳、90歳、88歳の方にそ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>それぞれ記念品をお配りしております。中山、双海町につきましては、また別の方法でやってきております。ただ、長寿者褒章という形で100歳の方、また101歳の方についても記念褒章ということを実際行っておりまして、そこらあたりのことを勘案しまして、例えば99歳であれば、また99歳、また100歳になったら100歳でというような形になっております。</p> <p>それは記念品等をお送りすることについて、我々は住民の皆さんが喜んでいただけることについては、別段何もとやかく言うことはないんですけども、やはりこの記念事業については少し絞り込んだ方がいいのではないかというようなことがございます。県においても、そういうふうな形で88歳の米寿褒章は中止いたしました。</p> <p>そこらのことについては、いろいろな現在の諸般の事情があってやめられたんだと思いますし、新市においても、やはりそこらについては見直す必要があるということで、我々の部会においては、このような形で結論を得たということでございます。</p>
中村議長	高橋さん、どうぞ。
高橋委員	<p>県においても、ほかにおいてもということはあるかもしれませんがけれども、言えば、年老いて90から100というのは老人においては非常に厳しい年齢だと思うんですよ。極端に言えば、いつお迎えがくるかということを心配しながら一生懸命生きておられる方々。それと、この年齢といいますのは、一応戦争も経験をされて、非常に激動の時代に苦労されて今の時代を支えてこられた人々。そこら辺を考えると、絞り込んでしまう、その県がある程度</p>



発言者	議題・発言内容
亀井委員	<p>よっと詳しく。</p> <p>そこに従来と同程度のサービスもすると、敬老会も開催すると。ということは、中山町あたりも校区単位で地域の婦人会の方に手伝ってもらって敬老会を実施しているんですが、そういうものを引き続き開催できるということで考えとっていいわけですか。</p>
中村議長	<p>小林委員、補足してください。</p>
小林委員	<p>現実的には幹事会でも、これ上がって協議したんですが、今実施されているやり方というのを尊重するというで助成はしております、先ほどの切り捨てじゃないかというふうなことがございましたが、これはかかって予算の伴うことでございますので、また、こういう意見が委員さんの中から出たというふうなことを理解しておったら、それで後の論議になってしたんでいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p>
中村議長	<p>今小林委員がおっしゃったのは、こういう意見があったということで、この協議の中で併記をするということでいかがでしょうかということですが。</p> <p>だから、これに限ることではなくて、米寿のみということも、今ここではうたっておるけれども、今後の運用の中で、また再度協議をするということでいいんじゃないかなと思いますが、そのことで。</p>

発言者	議題・発言内容
<p>亀井委員</p>	<p>中山町だけ、多分70歳から75歳に対象者を引き上げている最中で73だと思っんです。その点について中山の方は了解なんでしょうか。</p>
<p>保健福祉部会 西村副部長</p>	<p>中山町は今年度が74歳からになります。そして来年度から75歳ということになりますので、ちょうど合併したときは75歳の人からということになります。</p>
<p>中村議長</p>	<p>西岡委員さん。</p>
<p>西岡委員</p>	<p>ページ数で言うと78ページなんですが、ここに長寿者褒章ということが書かれておるんですが、この事業の概要に数え年100歳以上。伊予市の場合は100歳以上は記念品8,000円程度・花束・祝状と。それから中山町は満100歳、金50万円、祝状。双海町は満100歳、何と100万円と祝状と。こういうふうな形で、それぞれ1市2町が長寿者褒章ということで取り組んできておりますが、これは非常に離れているわけございまして、このあたりがどのような調整になるのか、非常に関心がございます。</p> <p>具体的な調整内容というふうなところにこの問題を記載されているんでしょうかね。その点をお尋ねしたいのと、それからもう一点は、これ多分間違いじゃないかと思っんです。83ページを皆さん開けてくれますか。</p> <p>83ページの寝たきり老人介護手当支給事業、これにそれぞれ支給等となって伊予市の場合は月5,000円、年1回、3月に支</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主事	<p>給。これは1回が5,000円の書き方の間違いじゃないかと思うんですが。中山町は月1万円、年2回、3月、10月支給。これは1回の支給が1万円で、年2回支給して、その支給の月が3月、10月ということじゃなからうかと思うんですが、これは確認でございます。</p> <p>それは確認ございまして、さっき私が申し上げたこのお祝いの仕方に非常に大きな差異がございますが、このあたりはどういうふうに考えておられるか。ちょっと私自身も関心がございますので、お答えを願いたいと思います。</p> <p>長寿者褒章につきましての具体的な調整内容としまして、新市におきましては、100歳の方に対しては記念品として5万円相当というふうに考えております。また、101歳以上の方については記念品1万円相当というふうに今のところ考えております。</p> <p>83ページの支給につきましては、月5,000円分を年に1回ですから、これ5,000円掛ける12の分を年に1回3月に一気に支給するというふうな考えで理解していただきたらと思います。</p> <p>だから、中山町、双海町につきましては、それは2回に分かれると3月と10月で、双海町については4月と10月に分かれておるといふにご理解していただきたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	今のことでまだ質問があるんですか。
西岡委員	今、聞いたんですが、この長寿のお祝いの件について5万円言わ

発言者	議題・発言内容
	<p>れましたかね。それで101歳で1万円。これえらい今までと状態が違って来るんですが、どんなんでしょうかね、これ。どういう理由で分科会、専門部会等々で、かなりこれは意見を出し合ってたことじゃないかと思うんですけど。</p>
中村議長	<p>ちょっと休憩します。</p>
中村議長	<p>再開をさせていただきます。 もう少し経過のことについて事務局から説明をいただきます。</p>
保健福祉部会	
八倉部会長	<p>ご説明いたします。 この高齢者の長寿者褒章について、双海町さんは100歳の方100万円、中山町さんについては50万円ということで支給されてきております。お祝いとして贈っておりますが、100歳になって100万円なり50万円なり、本人さんがいただいたとしてもわかりづらい部分もございます。そして、また町の経済についても、それほど効果がないというようなこと。また、今この方々、人数が少のうございます。これから長寿社会を迎えますと、新市になると、数年先には数十の方が100歳を迎えるという時代になってきます。そうすると、財政的に仮に100万円支給ということになれば、毎年、数千万円以上負担もかかるというようなことで、この100歳の方へのお祝金については、やはりこの際、見直した方がいいんじゃないかということで、一応今回の調整の中でやめるという形で、満100歳になった方にはお祝いとしてお祝状と記念</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>品、100歳の方についても同じく祝状と記念品をお送りしましょうということでございます。</p> <p>以上でございました。</p> <p>もう少し、私は担当の町じゃないですけども、高齢者が100万円いただいても、大半をまた町へお返しするという例もあったようです。そういうことも含めて、やはり高齢者が100万円をいただくということはありがたいけれども、実際には十分それを生かすきれないという例もあったようですので、この際にそこらへんも含めて廃止にしようかなということも根底にはあったようですね。</p> <p>それも含めて、それは財政的に許せば、こういう制度は多いに取り上げたいと思いますが、どうでしょうか。そこら辺も含めてこのような資料ができたわけですが、きょうの協議会で皆さん方がお認めがいただけるか、何か付記せえということなら……。</p> <p>西岡委員、どうぞ。</p>
西岡委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>私、伊予市ですが、伊予市の場合は今までこういうような状態でございますので、心配しているのは中山町と双海町さんでございます。このあたりが市民の方、住民の方に十分ご理解していただいて、今のような、確かに人生80年、90年の時代ですから、そういうようなことでご理解できるのであれば、決して私はこれにこだわるものではない。</p> <p>ただ、双海町、中山町さんが今までこういうふうに参加されてきて、そういうふうに参加された方に対してしてあげて、皆さん市民</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の方が喜んであげておるといことがやってきまして、たまたま私代になったらいただけないと、ちょうど合併になってしまって100万円が5万円になってしもうたというようなことがあるかどうかわかりませんが、そのあたりをちょっと心配したものですから、こういうようなご意見を申し上げた次第でございます、そんなことで意見を言ったわけでございます。</p>
中村議長	はい、事務局。
和田局長	<p>具体的な回答にはならないんですけども、確かに委員さんからご指摘がありましたように、やはりお年寄りを敬う心が大事だというふうなことでございますけども、一つは今高齢者福祉というようなことでやっておりますけども、福祉というのは基本的に社会的な弱者を救済しようというのが本来の目的でございます。</p> <p>また、ここは長寿者褒章ということでお年寄りに敬意を示そうというようなことで、おっしゃるようにそういう心をどういう形にあらわすかという問題で、これについては非常に政策的な施策だと思われま。ですから、そういう心をどういう形であらわすのが適切かと、これは出す側も、それから受け取る側の問題でもあろうかと思ひます。それについては非常に政策的な問題でありますので、新市において十分考えてやるべきではないかということがあります。</p> <p>当面の調整として、一たんこういう具体的な調整内容にありますようなところから出発して、新市において理事者も含めて具体的な政策を立案するのがいいのではないかとことでの調整になっております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>やはり伊予市と中山町、双海町、それぞれ人口規模、それから職員体制、財政状況違いますので、そういう意味では福祉の政策のあり方も一律にはまいません。規模が小さいところは小さいなりにやり方がありますし、また、大きいところは十分にマンパワーを活用するとか、そういうこともできるかと思います。</p> <p>やはり新市においては政策的に有効なメニューを組んで実施するということが必要かと思imasuので、個別に当たりますと、確かに廃止になるものもあるわけでありませうけども、全体的に福祉のレベルが下がらないと、そういう政策的な調整が必要かと思imasuので、なおまだ合併期日までの間にそういう全体的なレベルがどうかというような視点でも調整をしていきたいと思imasuので、ご理解いただきたいと思imasu。</p>
中村議長	<p>今の答弁でよろしいでしょうかね。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
上田副会長	<p>双海町でございます。</p> <p>いろいろご心配いただいておりますが、100万円が一気に5万円になるというようなことは、きょう初めて聞いたんですけども。というのは、この資料にも、いただいた資料にも出ておりませんし、なぜ出さないのかなと思っておりますけども、資料に。わかっておるのであれば、これは先回もそんなことがあったと思っております。最新の資料をまず出していただきたいと思っております。最新でないのであれば、何年の何月時点でという資料にしたいと思imasu。これは先回も指摘があったと思imasuですけども。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>あの方でもまた出てくるようでございますけれども、それはそれとしまして、100万円につきましては、私どもでは、一般的にはあれほどのものをあげてええんじゃないかなという話はございます。もし出すのであれば、むしろ若い、子供が生まれたときとか、あるいは結婚祝金の方にもっとたくさんのもを出した方がいいんじゃないかなというふうなお話はございます。</p> <p>けども、これは協議会等で慎重に審議して、意見もそれぞれ出して決まったことだろうというふうに思いますので、そういった意味で私どもは尊重はしているところでございます。</p> <p>ただ、これで以外にも65ページですかね、資料の。このあたりに合併時に廃止するというのがえらい目立つわけです。通し番号27番とか29、30、31。こういうのを見ると、どんなかなというふうな心配もございます。</p> <p>ですので、先ほど説明、お話もありましたように合併に向けてまだ時間もございますので、全体的な福祉ということにつきまして、もう少し慎重に審議していただきたいなというふうにきょうは思っております。</p> <p>そして伊予市の重松議長さんの冒頭にもありましたように、この福祉につきましては非常に関心事でございます。お年寄りだけの福祉ではないわけでございますけれども、お年寄りに対する福祉というのは非常に目立ちますし、特に私ども中山町さん含めまして高齢化進んでいるところにつきましては、なおさら伊予市の市民の方よりも関心強うございますので、繰り返すようでございますけれども、もう少し慎重に審議できるものがあるのであればしていただきたいなと、こういうふうに思っております。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>あのような双海町からのご要望もございました。事務局からは、いわゆる後の新しい町の政策として取り上げるべきではないかというようにも出たわけですので、今の段階では、きょうのこの事業の進め方についてご承認がいただけるようやったら詰めたいたいと思うんですが、どうでしょうかね。</p> <p>何かご意見が、どうしても元に戻せということならね、また再度協議しても結構なんですよ。</p> <p>はい、大石委員。</p>
大石委員	<p>双海町の大石です。</p> <p>ご心配かけているんですが、この100万円を導入したのはかなり前だったと思うんです。当時は100歳になる人おらんのじゃないかというような状態の中で導入しましたところ、高齢化ということで対象者がふえてまいりまして、最近では2人とか3人というような年もありまして、財政的にも非常にしんどいなというような状態になっております。</p> <p>ですから、事務局から言われましたように、やっぱり財政の絡みもありますので、新しい市で対応をしていただきたいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>いろいろご意見が出ましたが、やはり特に高齢者福祉については、新しい市におきましても十分そういう認識の中で敬老精神をよ</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>り高めていくという意味から、そのあたり政策的な話が当然出てきていいと思いますので、きょうの段階では、ここ辺で確認をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>いろいろご意見出ましたが、それでは協議第39号各種事務事業（福祉関係）については、原案のとおり確認するということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議がないようでございますので、協議第39号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第40号各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
島川主事	<p>協議第40号各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて。</p> <p>この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものです。</p> <p>会議資料の28ページをお開きください。</p> <p>記以降になりますけれど、農業関係事業といたしまして、1、農業振興地域整備計画については、新市において策定する。</p> <p>2、農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープランについては、新市において策定する。</p> <p>3、農業制度資金については、合併時に調整する。</p> <p>4、農業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>る中で、新市において調整する。</p> <p>5、農業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。</p> <p>6、水田農業経営確立対策推進事業については、新市において調整する。</p> <p>7、農林業施設の運営については、新市において調整する。</p> <p>ページをおめくりください。29ページになります。</p> <p>林業関係事業といたしまして、</p> <p>1、森林整備計画については、新市において策定する。</p> <p>2、林業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。</p> <p>3、林業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4、森林環境保全事業については、新市において中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。</p> <p>5、鳥獣被害駆除防止事業については、合併時に調整する。</p> <p>水産業関係事業といたしまして、</p> <p>1、漁業関連団体の育成については、新市において調整する。</p> <p>2、漁業制度資金については、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定する。</p> <p>農林土木関係事業といたしまして、</p> <p>1、農林振興総合整備事業（伊予山海地区）については、現行どおり実施する。受益者負担についても、現行どおりの負担割合とす</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>る。</p> <p>2、土地改良事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。</p> <p>3、原材料支給事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。</p> <p>4、建設機器の運用については、合併時に中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。</p> <p>5、林道整備・管理事業については、合併時に調整する。</p> <p>6、林内作業車道開設事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。</p> <p>災害復旧関係事業といたしまして、</p> <p>1、農業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。</p> <p>2、林業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。</p> <p>続きまして、附属資料の方を説明させていただきます。</p> <p>附属資料の95ページをお開きください。</p> <p>附属資料の95ページ、上から2段目の細項目をご覧ください。</p> <p>まず最初に農業関係事業から説明させていただきます。</p> <p>その下の調整方針をご覧ください。</p> <p>農業振興地域整備計画については、新市において策定する。農業振興地域整備計画は、愛媛県農業振興地域整備基本方針に基づき、3市町がそれぞれ計画を策定したもので、その内容は土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めたものです。おおむね5年ごとに抜本的な見直しを行う特別管理と、やむを得ないと認められるものに行う一般管理によって計画書の適正管理を図っております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>この計画につきましては、右側の具体的な調整内容をご覧ください。</p> <p>新市において速やかに、一体的な農業振興地域整備計画を樹立するものとし、新計画が策定されるまでの間は、それぞれ現計画の一般管理事務を現行どおり行うものいたします。</p> <p>ページをおめくりください。96ページになります。</p> <p>農業振興地域整備促進協議会は、先ほど説明いたしました農業振興地域整備計画を策定することなどが主な目的であり、具体的な調整内容をご覧ください。農業振興地域整備促進協議会については、計画作成時に、伊予市の例により調整いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。上から3段目の調整方針をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープランについては、新市において策定する。</p> <p>農業経営基盤強化基本構想とは、1、効率的かつ安定的な農業経営の育成。</p> <p>2、その農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立。</p> <p>3、地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成を目的に制定されます。</p> <p>また、ページをおめくりください。次のページでは地域農業マスタープランについて書いております。</p> <p>地域農業マスタープランとは、食料・農業・農村基本法の理念の実現に向け、農業経営基盤強化促進法の基本構想等に即して作成されたものです。これらにつきましては、現在の各市町の基本構想を</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>基に新市において速やかに構想を策定いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>調整方針、農業制度資金については、合併時に調整する。</p> <p>農業制度資金利子補給費補助は3市町で実施している事業で、調整内容といたしまして、合併時に双海町の例により利子補給率1%以内に調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>また、農業振興資金利子補給事業は、伊予市と双海町で実施している事業で、調整内容として、合併時に伊予市の利子補給率0.5%を例に調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>次のページをおめくりください。</p> <p>調整方針、農業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。</p> <p>農業の振興を図るため、関係団体に助成することで、より一層の振興を図ることを目的に農業振興団体に補助をしております。その内容は、ご覧のとおり3市町でまちまちになっておりますので、当面は現行どおり実施し、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において新たな制度を制定します。</p> <p>ただし、JAえひめ中央生産者組織中山支部に対する補助金は合併時に廃止の方向で検討いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>農業女性グループ育成につきましては、3市町それぞれの団体が活動をしております。</p> <p>調整内容としまして、当面は各市町ともに現行どおり支給し、新市において組織の再編を行い、新たに制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>調整方針、農業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。</p> <p>農業振興助成制度といたしまして、中山町の地域農業活性化緊急対策事業とたばこ圃場土壌消毒事業を載せております。</p> <p>これらの事業は、新市で策定する農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、合併後に効率的かつ安定的な農業経営体育成に向け、中山町を例により新たな制度を制定いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>果樹生産の振興及び産地化を図るため、果樹振興対策事業を3市町で行っていますが、その内容はまちまちなところがありますので、当面は現行のままで事業を実施し、農業経営基本強化基本構想等を踏まえ、新市において新たな制度を制定いたします。</p> <p>ただし、高品質栗出荷奨励事業については、合併時に廃止の方向で検討いたします。</p> <p>ページをおめくりください。</p> <p>21世紀型農業産地育成事業につきましては、3市町とも同様の事業内容ですので、調整内容といたしまして、現行どおり新市に引き継ぎます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>農業漁業廃プラスチック・農業用ビニール回収事業補助金につきましては、伊予市、中山町は農業関係のみ回収し、双海町は漁業関係のものも回収しております。</p> <p>よって、調整内容として当分の間現行どおり実施し、新市において双海町の例により新たな制度を制定いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ページをおめくりください。</p> <p>中山町の名産の一つであるそばに対して、そば生産振興対策事業を行っております。この事業は当分の間現行どおりとするが新市において、三セクに費用負担を求めると共に関連施設の運営を一括委託するなど、新たな制度を制定します。</p> <p>なお、出荷奨励制度は、合併時に廃止の方向で検討いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>中山間地域等直接支払制度は平成12年度から始まり、今年度、平成16年度までの事業です。来年度以降もこの事業が継続されるかどうか現時点では国の方向性が明らかにされていませんので、調整内容として、国の農政の方針に沿って、新市において、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ただし、ページをおめくりください。</p> <p>このページでは、中山町のみ実施しております町単独事業の内容を掲載しております。調整内容といたしましては、町単独事業につきましては、合併時に廃止の方向で検討いたします。</p> <p>109ページをご覧ください。</p> <p>道後平野土地改良区農業水利事業は、伊予市と道後平野土地改良区及び伊予郡大谷土地改良区との取り決めにより、負担金等をそれぞれの土地改良区に支払うものであり、調整内容として、現行どおり新市に引き継ぎます。</p> <p>ページをおめくりください。</p> <p>調整方針、水田農業経営確立対策推進事業については、新市において調整する。水田農業経営確立対策推進事業は、米政策改革大綱に基づき、米を取り巻く環境の変化に対応し、需要調整対策、流通</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>制度、関連施策等の改革を実行し、農業構造の展望と、米づくりの本来あるべき姿の実現を目指すため、水田農業構造改革対策事業へ移行されました。</p> <p>よって、事業内容の変更が行われましたので、新市において新たに組織の再編及び制度を制定いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>調整方針、農林業施設の運営については、新市において調整する。</p> <p>農林施設維持管理委託として3市町それぞれの施設を載せております。これらの調整内容として、当分の間、現行どおりとし、新市において新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。112ページになります。</p> <p>続きまして、林業関係事業を説明させていただきます。</p> <p>上の表の調整方針をご覧ください。</p> <p>森林整備計画については、新市において策定する。森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めています。</p> <p>調整内容として、各市町の森林整備計画を基に、新市において速やかに森林整備計画を策定します。</p> <p>下の表の調整方針をご覧ください。</p> <p>林業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。森林組合補助につきまして、今年の4月1日に伊予市森林組合、中山町森林組合、双海町森林組合が合併して伊予森林組合が発足しましたが、補助制度については、現行の</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>まま引き継ぐこととするが交付額については合併後、伊予森林組合のヒアリング等を行い調整を図り、新たな制度を制定し補助金を交付いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>林業振興団体補助として、中山町は森林組合椎茸生産組合に、双海町は林業研究グループと椎茸生産組合に補助しております。</p> <p>調整内容として、団体への補助金は現行どおりとし、合併後、組織再編を行い、新たな制度を制定します。</p> <p>森林整備担い手確保対策事業に係る補助金は現行どおりといたします。</p> <p>ページをおめくりください。114ページになります。</p> <p>林業関係負担金・会費等につきましては、それぞれの団体に負担金や会費を支払っております。ご覧のとおり3市町でまちまちでありますので、関連団体の加入については、新市において一元化の方向で調整します。</p> <p>緑の少年隊育成事業については、合併時に一旦廃止し、新市において速やかに新たな制度を制定します。</p> <p>115ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、林業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。林業振興助成制度として、中山町は除間伐材出荷促進強化対策事業、双海町は優秀種苗普及事業に補助金を交付しております。</p> <p>調整内容として、管内の林分は除間伐等保育事業の上限年齢（45年生）に達しつつあり、合併後においても積極的に振興施策を展</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>開する必要があるので、優良品種の普及事業を含めて、当面は現行どおり実施し、新市において早い時期に新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。116ページになります。</p> <p>特定林産物振興事業として、中山町は原木しいたけの生産合理化施設整備事業、優良品種導入事業、出荷奨励事業に対して、双海町は椎茸生産振興種菌事業に対して補助金を交付しております。</p> <p>調整内容として、原木しいたけの生産振興に係る種菌及び優良品種導入事業については、果樹振興策の優良品種の導入事業を参考とし、中山町の例により調整し、合併時に新たな制度を制定します。</p> <p>なお、中山町が実施している原木しいたけ生産合理化事業、原木しいたけ出荷奨励事業は、合併時に廃止の方向で検討いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>調整方針、森林環境保全事業については、新市において中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。森林施業に不可欠な地域活動を通じて、森林を有する多面的機能を発揮させるため、森林保有者に森林整備地域活動支援交付金を交付しております。</p> <p>この事業は合併後において、中山町の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。</p> <p>間伐実施事業として、伊予市は活力水源林誘導事業と広葉樹導入促進事業を実施しております。中山町は森林環境保全整備事業費補助金、双海町は森林総合整備事業補助金と名称は違いますが、その内容は県の規定に基づき補助するもので、同じ事業となっております。また、中山町と双海町は水源の森林づくり実施事業補助金を交</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>付しております。</p> <p>調整内容として、森林環境保全整備事業は、合併後、中山町の例により実施するものとしますが、事業の計画（団地化）的实施の可否によって、県費の補助率が大きく変わってくるため、受益者負担等具体的事業の実施方法については、新市において速やかに新しい制度を制定いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>調整方針、鳥獣被害駆除防止事業については、合併時に調整する。鳥獣被害駆除防止事業につきましては、3市町それぞれで事業の内容は違うところがありますが、有害鳥獣駆除と防護柵設置に対して補助をしております。</p> <p>調整内容として、有害鳥獣駆除は、合併時に中山町の例により調整するとともに、捕獲有害鳥獣に対する補助は、双海町の例により調整します。</p> <p>また、防護柵設置対策は、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。120ページになります。</p> <p>次に、水産業関係事業について説明させていただきます。</p> <p>調整方針をご覧ください。</p> <p>漁業関連団体の育成については、新市において調整する。伊予市には伊予漁協、双海町には上灘漁協と下灘漁協があります。伊予市は伊予漁協に対して掲載しておりますさまざまな助成金を交付しております。</p> <p>一方、双海町は組合自体への団体補助はなく、それぞれの事業に対して補助をしております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>これらの事業については、当分の間現行どおりとしますが、新市において漁業振興計画策定等を検討しつつ、調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。</p> <p>漁業振興のために活動を行う団体に対し、負担金を交付しております。その内容はご覧のとおり2市町でまちまちになっておりますので、調整内容として当面は現行どおり行い、新市において新たに制度を制定します。ただし、可能なものについては加入の一本化を図ります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>調整方針、漁業制度資金については、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定する。漁業近代化資金等の利子補給につきましては、伊予市と双海町で実施している事業で、調整内容として、合併時に双海町の例により、利子補給率を1%以内に調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。</p> <p>続きまして、農林土木関係事業を説明させていただきます。</p> <p>調整方針をご覧ください。</p> <p>農村振興総合整備事業（伊予山海地区）については、現行どおり実施する。受益者負担についても、現行どおりの負担割合とする。</p> <p>農村振興基本計画とは、地域づくりのテーマを設け、幅広い住民の参加を得て、いろいろな施策を組み合わせながらつくり上げるもので、伊予市、中山町、双海町の3市町で構成する伊予山海地区として表の中の概要のところに掲載しております事業を実施しております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>調整内容として、当分の間、新市建設計画と整合性を図りつつ、事業は現行どおり実施いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。下のページになりますけれど、ここでは地元負担について載せておりますが、見てのとおりまちまちなのが現状でございます。</p> <p>調整方針として、他の土地改良事業の受益者（地元）負担割合に差異が生じますが、既に関係者・地元で事業計画立案段階で調整済みのため、現行どおりの負担割合とし、合併時に他の土地改良事業と併せて新たな制度を制定します。</p> <p>ページをおめくりください。126ページになります。</p> <p>調整方針、土地改良事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。農用地、農業用施設等の災害を防止することを目的に、災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生じるおそれがあるものをため池等整備事業で改修工事を行います。伊予市のみ団体営事業の区分がありますので、調整内容として、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>127ページをご覧ください。</p> <p>農業用施設の新設改良等を行うことにより、農業経営の省力化、安定化を図ることを目的に、農業用施設の新設改良事業に対して中規模な事業について県の補助を受け、市町費と地元負担で事業をする県単独土地改良事業は合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。128ページになります。</p> <p>国・県の事業採択基準を満たさない農業用施設の新設・改良事業に</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>対して、市町単独の土地改良事業として執行しております単独土地改良事業は、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>下のページをご覧ください。</p> <p>双海町小規模農地整備事業につきまして掲載しておりますが、調整内容といたしまして、廃止の方向で検討いたします。</p> <p>ページをおめくりください。130ページになります。</p> <p>調整方針、原材料支給事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。地元関係者により事業を実施し、その原材料を支給する原材料支給事業につきましては、3市町とも実施していますが、採択要件等、相違点がありますので、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>なお、中山町の生コン支給事業は現行どおり継続するものとなりますが、早期に事業完遂に向けた措置が必要であり、合併後に新たな制度を制定いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。131ページになります。</p> <p>調整方針、建設機器の運用については、合併時に中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。建設機器の運用（中山町ブルドーザー運用）事業につきましては、中山町のみ実施している事業で、その内容は町が所有する建設機器で、災害の応急工事、簡易農林道の開設、土地改良事業などを実施しています。</p> <p>調整内容として、合併時に新市所有となる建設機器の管理運営は、中山町の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。132ページになります。</p> <p>調整方針、林道整備・管理事業については、合併時に調整する。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>広域的な森林施業を効率的かつ能率的に実施するため、事業計画書に基づいて林道、作業道の開設を行う林道整備事業は、中山町と双海町で実施している事業で、調整内容として、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定します。</p> <p>ただし、合併時に事業実施中の路線で、一部負担について既に地元関係者と協議調整済みの路線については、双海町の例により合併後は、地元負担を求めないものとしたします。</p> <p>下のページをご覧ください。</p> <p>作業道を含む林道の整備を促進し、林業経営の合理化を図り、林業生産性の向上と地域環境の整備を促進するため、林道整備事業に要する原材料費等の補助金を交付する林道等管理業務は伊予市のみ実施している事業で、調整内容として、合併時に伊予市の例により新たな制度を制定いたします。</p> <p>続いて134ページになります。</p> <p>調整方針、林内作業車道開設事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。森林施策の効率化のため設置された林内作業車道に対し、補助を行う林内作業車道開設事業は3市町とも実施している事業で、調整内容として合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>下のページをご覧ください。</p> <p>最後に災害復旧関係事業を説明させていただきます。</p> <p>調整方針をご覧ください。</p> <p>農業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。</p> <p>農地・農業用施設災害復旧事業、国庫補助事業について申し上げます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>この事業は農地・農業用施設の災害復旧を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することが目的です。</p> <p>調整内容として、災害対策事業であるため、積極的に国庫補助を活用して事業を実施します。</p> <p>事業実施における受益者負担割合については、国庫補助対象事業の場合は双海町の例により調整し、合併時に新たな制度を制定いたします。</p> <p>なお、交付税算定農道に係る災害復旧事業については、受益者負担金は公共土木施設災害復旧事業に準じます。</p> <p>ページをおめくりください。136、137ページになりますが、ここでは通常の補助率より高率の補助が受けられる増高申請について載せております。</p> <p>調整内容として、地元負担金については、伊予市、中山町の例により調整し、合併時に新しい制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。138ページになります。</p> <p>国庫補助対象外の災害復旧事業については、その調整内容として事業実施における受益者負担割合については、伊予市の例により調整し、合併時に新たな制度を制定いたします。</p> <p>その下側になりますが、重機等借上げ料助成は、重機の借上げ費の一部を助成し、受益者の負担軽減と施設機能の早期回復を図る目的で、伊予市のみ実施している事業で、調整内容として、伊予市の例により新たな制度を制定いたします。</p> <p>下のページをご覧ください。</p> <p>調整方針、林業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。災害により被害を受けた林道施設を復旧する林道施設災害復旧</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>事業は、中山町と双海町で実施している事業で、調整内容として、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。140ページになります。</p> <p>林道災害復旧事業及び県単林道事業にも採択されない小規模崩壊地復旧事業は、中山町と双海町で実施している事業で、調整内容として、合併時に中山町の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p> <p>以上で農林水産関係の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについての説明を終わります。</p> <p>ここでご質問、ご意見等を受けたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>別段ご意見もないようでございます。それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第40号各種事務事業（農林水産関係）については、原案のとおり確認するということでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第40号各種事務事業（農林水産関係）については、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>ここでトイレ休憩をとりたいと思いますので、暫時休憩いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>す。</p> <p>それでは再開をいたします。</p> <p>次、協議第41号各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
島川主事	<p>会議資料の30ページをお開きください。</p> <p>協議第41号各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて。</p> <p>この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものになります。</p> <p>記以降をご覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、企業誘致については、新市において新しい誘致制度を策定する。</li> <li>2、商工観光関連団体の育成については、新市において調整し、商店街の活性化については、商工団体の組織再編等の動向を勘案しながら、新市において調整する。</li> <li>3、中心市街地活性化基本計画は、新市において検討する。</li> <li>4、中小企業事業資金融資制度については、合併時に調整する。</li> <li>5、労働金庫貸付金提携融資制度については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。</li> <li>6、観光、イベント事業については、新市において調整する。</li> <li>7、観光交流施設の運営については、新市において調整する。</li> </ol> <p>附属資料の141ページから説明させていただきます。</p> <p>附属資料の141ページをお開きください。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>調整方針、企業誘致については、新市において新しい誘致制度を制定する。</p> <p>企業誘致について、伊予市と中山町で伊予市企業誘致促進条例、中山町雇用促進条例を制定して、企業の誘致や雇用の促進を図っています。</p> <p>その具体的な内容を 1 4 1、次の 1 4 2 ページに載せております。</p> <p>具体的な調整内容として、合併前に合意に達した誘致企業に対する奨励制度の適用については、操業が合併後となっても経過措置として現行制度を適用することとし、新市において速やかに新しい誘致奨励制度を制定いたします。</p> <p>続きまして、1 4 3 ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、商工観光関連団体の育成については、新市において調整し、商店街の活性化については、商工団体の組織再編等の動向を勘案しながら、新市において調整する。</p> <p>商工会議所及び商工団体への助成について、このページに書いておりますように、ご覧のとおり 3 市町それぞれに補助金、助成金を交付しております。</p> <p>調整内容として、商工業の振興を図るため、関係団体への支援は当面現行どおり行うものとしますが、合併後、早い時期に新しい制度を制定します。商工団体の合併は、愛媛県の指針にそって引き続き促すものいたします。</p> <p>続きまして、1 4 4 ページをお開きください。</p> <p>観光関係機関が連携して、広域的観光ネットワークの形成を推進し、地域の観光振興、活性化に寄与することを目的に観光協会等関</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>係団体へ助成をしていますが、調整内容として、当面は現行どおりとし、新市において組織の統合、広域団体加入の一元化を図ります。</p> <p>続いて145ページをご覧ください。</p> <p>3市町とも地域商品券の発行を行っておりますが、その補助内容に違いがあります。伊予市は商店街近代化特別事業補助金の中に含まれており、市からの直接的な助成はありません。中山町と双海町は直接補助金を交付して助成をしております。</p> <p>調整内容として、各市町の中小商工業者は極めて厳しい経営環境にありますので、引き続き地域での消費を促すため、当面現行どおり実施しますが、合併後、発行母体となる商工団体の組織再編等の動向をみながら、一体性のある制度を早い時期に制定いたします。</p> <p>次の146ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、中心市街地活性化基本計画は、新市において検討する。中心市街地活性化基本計画とは、市街地の整備改善と商業等の活性化を軸とした総合的なまちづくりのための指針となります。そして、この指針に基づき、商業者、市民、行政等の連携により総合的なまちづくりが進められることが求められます。この計画は伊予市のみ平成12年6月に策定しています。そしてJR伊予市駅前、街の交流拠点施設として「町家」がことしの4月29日にオープンいたしました。</p> <p>調整内容として、伊予市の基本計画は新市に引き継ぐものとし、財政充当の見通しがたっている等具体化しているものについては事業を実施することとしますが、新市において早期に建設計画との整合を図りながら、新たな行政区域を対象として計画の見直しを図っ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ていきます。</p> <p>続きまして、147ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、中小企業事業資金融資制度については、合併時に調整する。業者に対して資金融通を円滑にし、もって振興を図ることを目的とした中小企業事業資金融資及び利子補給事業は、伊予市と双海町が実施しており、その内容はご覧のとおりです。</p> <p>調整内容として、合併時に伊予市の例により調整し、新しい制度を制定いたします。</p> <p>148ページをご覧ください。</p> <p>中小企業制度資金利子補給事業は、中山町と双海町が実施しています。</p> <p>調整内容として、中小企業の経営環境は極めて厳しいものがあり、資金調達を容易にするために制度を継続する必要があるため、合併時に中山町の例により調整し、新たな制度を制定します。</p> <p>ただし、合併までに融資を受けたものは現行どおり利子補給するものいたします。</p> <p>続きまして149ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、労働金庫貸付金提携融資制度については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。勤労者の住宅建築建設及び勤労者もしくは勤労者の家族の教育に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と産業及び教育の発展に寄与することを目的に労働金庫貸付金提携融資制度は伊予市のみ実施されている事業です。</p> <p>調整内容として、中山町、双海町に制度がないため、伊予市の例により調整し、新たな制度を制定いたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>続きまして150ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、観光、イベント事業については、新市において調整する。観光イベント助成事業として補助金を交付しておりますが、その内容はご覧のとおり3市町でまちまちになっておりますので、各イベントは既に各地域に根ざしたものとなっており、当面は現行どおり実施するものとしますが、合併後、実施主体の統合を図りながら特徴のある重点的イベントを中心に新市の一体感を醸成できるように新たな企画、運営を行う方向で調整いたします。</p> <p>続きまして151ページをご覧ください。</p> <p>花いっぱい推進事業についてもご覧のとおり3市町でまちまちになっておりますので、当分の間は、現行のまま引き継ぐこととします。事業内容で、開催時期、開催内容、開催場所など、整理統合できるものなどを検討し、新市において新たな制度を制定いたします。</p> <p>ページをおめくりください。152ページになります。</p> <p>観光振興事業としまして、3市町でそれぞれの事務事業を実施しております。</p> <p>調整内容として、地域に密着した事業であり、当面は現行どおり実施しますが、合併後、実施主体・企画の一元化を図るなど、新たな制度を制定いたします。</p> <p>続きまして、153ページをご覧ください。</p> <p>調整方針、観光交流施設の運営については、新市において調整する。観光公園、施設の管理運営として中山町、双海町でご覧のとおり事務事業を実施しております。</p> <p>調整内容として、管理運営の実態が多様であり、合併後直ちに運</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>営の一元化を図ることは難しいので、当面は現行どおり管理運営するものとしませんが、新市において速やかに一体的な管理体制の構築を図ります。</p> <p>以上で商工観光関係の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま商工観光関係の説明を終わったわけでございます。</p> <p>このことについて、ご意見、ご質問を受けたいと思います。</p> <p>亀井委員さん。</p>
亀井委員	<p>143ページの商工団体の合併は、愛媛県の指針に沿って引き続き促すものとするということで、合併後、具体的にどうしなさいという部分が出ているんでしょうか。商工会議所と商工会という、ちょっと詳しくはわかりませんが、そのあたりはどういうふうな調整をしていくのかということをご説明をお願いします。</p>
産業経済部 高本部長	<p>ちょっと私の方からご説明申し上げます。</p> <p>商工会と商工会議所につきましては、ご存じのように設立の根拠となります法律が違いますので、これについてはすぐにどうこういう問題ではございませんが、商工会同士の合併につきましては、愛媛県の指針として20年4月1日をめどに調整をやってほしいというような指針が示されてございます。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>商工会同士の合併。</p> <p>商工会議所との合併もまた難しいですね。</p>
亀井委員	<p>そうしますと、同じ市の中に商工会議所と商工会が存続するということになるわけですか。</p>
中村議長	<p>はい、そうです。両立するということです。</p>
亀井委員	<p>それで別に私も、商売はやっていないんですけど、問題はないわけですね。</p>
中村議長	<p>あるでしょうけどね。</p>
亀井委員	<p>問題がなければ構いませんが。</p>
中村議長	<p>例えば、ほんなら松山市の合併でも、北条市さんは商工会、それで松山市が商工会議所、そういうふうなことで、そういう状態があり得るということですよ。</p> <p>はい、西岡委員。</p>
西岡委員	<p>そのこと多少私も勉強しましたので、亀井委員にお答えしましょうか。</p> <p>商工会同士の合併とか、商工会議所同士の合併はできるんですよ。ところが商工会と商工会議所の合併は今のところできない。さっき事務局の方の説明があったとおりです。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>しかし、今言うように同じ市の中に商工会有り、商工会議所がありというようなことになります。できることならば、やはり一つにまとめた方がいいと。そうすると、商工会議所か商工会どちらかが一応解散して、そして例えば商工会が解散して商工会議所に入るとか、商工会議所が解散して商工会と一緒にになるとか、そういう方法をとらんと、今のところはできんのですよ。</p> <p>それで、私も前に知事さんが来て、そしていろいろ意見があるときに一応商工会議所と商工会の合併というものもスムーズにいくようなことを働きかけてくれませんかというようなお願いはしたんですが、まだそのことについてはテーブルの上に課題として現時点では上がってないというようなことです。</p> <p>したがって、条件として地続きということもあるんよ。市町村合併は飛び地でも構わんですが、商工会議所の場合は地続きじゃないと、同じ商工会でも地続きというようなことを調べた結果、そういうふうな方法でしたが、当面は、しばらくの間はそういうような形で、両方が解散しない限り併存すると。商工会議所もあり、商工会もあるというようなことになるそうでございます。</p>
中村議長	<p>亀井委員さん、ようございましょうか。</p>
上田副会長	<p>商工会と商工会議所の合併については、西岡さんからのお話があったとおりのようでございます。</p> <p>ただ、飛び地での合併についても、法が改正される可能性が出てきておりますし、そういうような話もありますし、将来的には商工会議所と商工会の合併というのは、多分法的にはならんと思うんで</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>すけれども、そういうような動きもないこともないですし、両方が存在するには非常に不便が起きると思います、行政にとっても。</p> <p>そして、その各自の業者にとっても、隣のうどん屋さんが商工会議所で、隣の商工会にいうたら補助金違うし、がらっと変わってきますから、大変混乱するんじゃないかと思いますが、その辺の整備はすぐにはならんけど、国としても考えているようでございます。</p> <p>それと、143ページなんですが、ここに現行どおり関係団体の支援は行うものというのが出ているわけですが、その他のところでもたくさん出てくるわけでございますけれども、この現行どおりというのは、これ私ちょっと不安があるので言うんですが、ここに書かれている平成14年度でなくて、今実施されている15年度、16年度ということを現行どおりというふうに解釈してよろしいんかと思うんですけれども。</p> <p>例えば100ページなんか見ますと、もう年度は全然出てないわけですね。それで現行どおりとなっているんですが、それはこれだろうと思うんですけれども。144ページあたりも、これ年度があって、現行どおりになっているんですけれども、場合によったら補助金の比率とか、金額、大きく変わってるところがあるかと思うんです、15年度、16年度に。</p> <p>その辺、これ商工関係だけでなく、ちょっと疑問、不安があるものですから、資料の出し方も含めてですけども、ちょっと説明をいただいたらと思うんです。</p> <p>事務局長。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>現行どおりといいますのは、制度とか基準において現行の制度、基準でやるということをごさいます、この資料の現況の欄にありますのは、実績として上がっておりますので、必ずしも資料の現況に載っている金額がそのままということではございません。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第41号各種事務事業（商工観光関係）については、原案のとおり確認するというご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようございますので、協議第41号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次へまいります。</p> <p>協議第42号各種事務事業（その他事務事業）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
大森主任	<p>会議資料31ページをお開きください。</p> <p>協議第42号各種事務事業（その他事務事業）の取扱いについて説明いたします。</p> <p>この件につきましても、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されましたものを提案するものでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>各種事務事業（その他事務事業）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、指定金融機関等。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、指定金融機関は、株式会社伊予銀行とする。</li> <li>2、指定代理金融機関は、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合とする。</li> <li>3、収納代理金融機関は、株式会社広島銀行、株式会社みずほ銀行、日本郵政公社とする。</li> </ol> <p>続きまして32ページをお願いいたします。</p> <p>指定金融機関について簡単に説明させていただきます。</p> <p>指定金融機関とは、地方公共団体が公金の収納または支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関を言います。</p> <p>指定金融機関の指定には議会の議決を要し、一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人は一つでなければなりません。金融機関の指定は、都道府県については義務づけられ、市町村は任意であるとされています。</p> <p>指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を総括します。</p> <p>指定金融機関は、公金の収納または支払いの事務につき、当該地方公共団体に対して責任を有するとともに、地方公共団体の長の定めるところにより担保の提供をしなければなりません。</p> <p>指定代理金融機関とは、地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う公金の収納及び支払いの事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関をいいます。</p> <p>指定代理金融機関の指定及び取消しに当たっては、地方公共団体</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の長が、指定金融機関の意見を聞かなければならないものとされています。指定代理金融機関については、数の制限もなく、また指定に当たって議会の議決を必要としません。</p> <p>公金の取扱いについては、指定金融機関に準ずることとされており、また、検査についても同様とされています。</p> <p>収納代理金融機関とは地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関をいいます。</p> <p>収納代理金融機関の指定及び取消しに当たっては、地方公共団体の長が、指定金融機関の意見を聞かなければならないものとされています。収納代理金融機関については、数の制限もなく、また指定に当たって議会の議決を必要としません。公金の取扱いや検査については、指定代理金融機関の場合と同様、指定金融機関に準ずるものとされています。</p> <p>なお、収納代理金融機関と指定代理金融機関との主な相違点は、収納代理金融機関が地方公共団体の公金の収納事務の一部を取り扱うものであるのに対し、指定代理金融機関は、公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱うというところにあります。</p> <p>1ページを開いていただきますと、33ページ、34ページ、35ページにわたりまして、関係する主な法令の抜粋を掲載しております。参考にさせていただいたと思います。</p> <p>続きまして、協議会附属資料154ページをお開きください。</p> <p>こちらには先ほど申しました指定金融機関について、事務事業の現況、伊予市、中山町、双海町の現況と、その具体的な調整内容を掲載しております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>伊予市、中山町、双海町はご覧のような現況でございます。</p> <p>その具体的な調整内容といたしまして、3市町において異なった金融機関の指定が行われており、合併時に統一する必要があることから、合併時に新たに制度を創設する。</p> <p>指定金融機関、公金取扱いの効率的運営と安全を図る見地から、新市においても引き続き指定を行う。なお、指定形式については、法人指定の形式とする。</p> <p>伊予銀行、契約期間、一つの金融機関との契約を継続、担保額1,000万円。指定代理金融機関、指定金融機関の取消しとなる金融機関や現在の指定代理金融機関に配慮し、新市においても指定代理金融機関を置く。愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合。収納代理金融機関、利用者の利便性を考慮し、新市においても収納代理金融機関を置く。広島銀行、みずほ銀行、日本郵政公社とありまして、155ページに愛媛縣市町村要覧から抜粋いたしました松山市等を含めた県内近隣の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関の現況等の資料を掲載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。協議の方をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>その他事務事業についてのご説明をいたしました。</p> <p>この関係で皆さん方のご質問、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>日野委員。</p>
日野委員	<p>この指定金融機関の株式会社伊予銀行、これは順当なところであろうと思いますし、また指定代理金融機関として愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合、こういったところも順当なところ</p>

発言者	議題・発言内容
<p>財政分科会</p> <p>長尾分科会長</p>	<p>ろであろうと思いますが、この3番の収納代理金融機関の中で株式会社みずほ銀行というのがあるんですが、このみずほ銀行というのは1市2町には別に支店もないし、どういったかわり合いがあるのかなと。</p> <p>調整内容としても収納代理金融機関として利用者の利便性を考慮し、新市においても収納代理機関を置くと、こういう説明があるわけなんです、あえてここでそう言いながら、株式会社みずほ銀行を収納代理金融機関として持ってきた理由というのはどこにあるのか、お尋ねをいたします。</p> <p>ただいまの日野委員さんのご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>現状では附属資料の154ページに、伊予市、中山町、双海町ということで、現在の指定金融機関ほか、指定代理金融機関あるいは収納代理金融機関を掲載しております。現在取り扱っております税でいきますと、みずほ銀行はどの団体も指定をしてございません。今回、調整案として収納代理金融機関としてみずほ銀行を指定するというような調整案にしております。</p> <p>その理由としましては、伊予市の方で、近年、このみずほ銀行での取り引きの者がふえてまいりました。そういったことで、市民の皆さんからみずほ銀行でも公金のやり取りができるようなことにならないかというような要望も会計課の方へ多々まいっておるようでございます。</p> <p>そういうことを考慮しまして、今回、新市に移行しました場合には、新たに収納代理金融機関としてみずほ銀行を指定いたしたいと</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>というような調整案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
中村議長	<p>日野委員。</p>
日野委員	<p>市民からもみずほ銀行との取り引きがあるというふうなことから要望があったというふうなお話でございましたが、現実の問題として、伊予市、中山、双海にも支店はないということで、ちょっと不便なんじゃないかなという懸念があるわけやね。</p> <p>そういった中で、それを言いよると、今の市民の中からそういう要望ということになってくると、単にみずほだけじゃなくして、またほかのA社も、B社も、あの銀行もというふうなことにもなるのかと思うんですがね。</p> <p>要望があったというのは、どれぐらいの要望があったのか、具体的に言うと。お尋ねをしたいと思います。</p>
<p>財政分科会</p> <p>長尾分科会長</p>	<p>まことに申しわけございません。</p> <p>本日、その具体的な資料を持ち合わせてございませんので、果たして何件かということについては、この席ではお答えができません。</p> <p>それで再度前段に戻るわけですが、指定代理金融機関、それと今下段にあります収納代理金融機関、これのそれぞれの役割ということでございますが、原則的には市が指定をしますのは指定金融機関でございます。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>これは議決事件ということになっておりまして、先ほど附属資料の方の根拠法令ですか、これで地方自治法あるいは地方自治法施行令の規定を掲載しているわけですが、その中に1の金融機関を議会の議決を経て指定をして、公金の収納及び支払い事務を取り扱わせることができますよというような任意の規定がございます。その中で指定金融機関というのを指定するわけがございます。</p> <p>それに加えて、今度指定金融機関をして、その事務の一部を取り扱わせる機関として指定代理金融機関あるいは収納代理金融機関というのを指定することになります。</p> <p>先ほど事務局の方でも説明したかと思うんですが、指定代理金融機関というのは、支払いと収納、いわゆる払い出しと受け入れの両方の事務が取り扱うことができます。そして、収納代理金融機関というのは、受け入れのみができる機関でございます。</p> <p>ただいまのご質問にありますみずほ銀行へ公金を支払いされると、みずほさんは直ちに伊予銀行さんの方の収入役口座へ振りかえをすると、口座振替すると、そういう手続になります。</p> <p>したがって、そのみずほ銀行で公金の払い出しを受けようとした場合には、できないわけございまして、市民からしますと、たまたま松山の方へ行かれておって、松山にみずほ銀行さんの支店がございます。そこへ行って、伊予市の令書を持って公金の振り込みをしたときに、そこで受け入れができるというような手配になるかと思えます。</p> <p>以上のような説明でご了解をいただきたいと思えます。</p> <p>はい、日野委員。</p>

発言者	議題・発言内容
日野委員	<p>くどいようですが、やはりちょっと無理があるんじゃないかなという気がするんです。</p> <p>松山へ行ったときに、そのついでに松山でみずほ銀行へ払ったら、そこからまた伊予銀行へ行くんだというふうな説明がありましたけど、伊予市、中山、双海にないのに、あるのならそこを利用してくださいということで指定するのなら話がわかるんですが、松山にあるのに、遠方にあるのに、わざわざ指定するというのにいささか無理があるような気がいたします。</p>
中村議長	はい、上田副会長。
上田副会長	私もちょっと不思議に思うんですが、香川銀行が今回外れておるんですけど、一緒に質問してもらいたかったんですけど、これも何か理由があったわけでございますか。香川銀行が伊予市からなくなるとか。
中村議長	はい、香川銀行はなくなっただけです。
上田副会長	わかりました。
中村議長	<p>問題は、どれぐらいの要望があったら、こういう銀行が指定できるかということをはっきりしとった方がいいのであって、また皆さんが強く要望があればふやしていいわけやから。</p> <p>はい、事務局。</p>

発言者	議題・発言内容
<p>財政分科会</p> <p>長尾分科会長</p>	<p>具体的な要望件数につきましては、また次回報告をさせていただくということをお願いをしておきたいと思うわけですが、この指定代理金融機関あるいは収納代理機関を指定したからといって、必ずそこで公金を取り扱ってもらわないかとか、市民の皆さんにそこで必ず入れてもらわないかとかいうことではございません。広く浅く指定をしておきますと、そこでも公金の取扱いができるというような概念でもって今回調整案をつくっております。</p> <p>市としましては、指定金融機関であります伊予銀行が出納事務の主力となるかというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>中村議長</p>	<p>市民が、また要望があればふやす可能性があるのかどうか、ということ。</p>
<p>財政分科会</p> <p>長尾分科会長</p>	<p>答弁漏れでまことにすみません。市民の要望があったらまだまだふやせるのかというようなご質問にお答えができてなかったようです。</p> <p>これは指定金融機関をしてという前段での条件がございます。伊予銀行さんを指定するというようなことでお認めをいただいた場合、正式に伊予銀行さんと、その交渉に移るわけですが、銀行さんの方で可能ということであれば、まだまだ収納代理金融機関の指定は可能かと考えております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>以上です。</p>
中村議長	<p>いわゆる指定金融機関の了解がなければいかんのかい。</p> <p>指定金融機関の伊予銀行さんとみずほ銀行さんとで、そういう内規があるようでございますのでご了承ください。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>それではお諮りをいたしたいと思います。</p> <p>協議第42号各種事務事業（その他事務事業）については、原案のとおり確認するというご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議ないようでございますので、協議第42号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>次に、その他の議題になりますが、第10回協議会の日程について、事務局から説明をいただきます。</p>
和田局長	<p>引き続きまして、会議資料の36ページをご覧いただいたと思います。</p> <p>第10回の協議会の日程でございます。資料の方には既に日時、場所、9月27日月曜日、14時から中山町農業総合センターでというふうに入れております。</p> <p>次回には資料を整えましてご提案をしたいと思いますけれども、27日月曜日にはご提案できるかと考えております。27日月曜日</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>で調整をさせていただきます、また資料等整いましたらご案内をさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>第10回協議会は9月27日月曜日ということで調整をさせていただきますということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>そうさせていただきます。</p> <p>以上で本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調整でき次第ご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>委員の皆さん方にはご協力大変ありがとうございました。これで議長の席をおろさせていただきます。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして、第9回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 10 月 7 日

会議録署名委員

西岡義雄

会議録署名委員

上岡幸子